

令和 5 年 生坂村議会

第 1 回 定 例 会 議 錄

令和 5 年 3 月 7 日 開会

令和 5 年 3 月 20 日 閉会

生 坂 村 議 会



## 告示第3号

令和5年第1回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月28日

生坂村長 藤澤泰彦  


記

1. 期 日 令和5年3月7日

2. 場 所 生坂村議会議場

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

## 1日目

### ○報告1件

- ・村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について

### ○事件案2件

- ・長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- ・村道路線の認定について

### ○条例案9件

- ・生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例案
- ・生坂村個人情報保護審査会条例案
- ・生坂村日岐公園設置条例案
- ・生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

### ○予算案8件

- ・令和5年度生坂村一般会計予算
- ・令和5年度生坂村営バス特別会計予算
- ・令和5年度生坂村福祉センター特別会計予算
- ・令和5年度生坂村簡易水道特別会計予算
- ・令和5年度生坂村国民健康保険特別会計予算
- ・令和5年度生坂村農業集落排水特別会計予算
- ・令和5年度生坂村介護保険特別会計予算
- ・令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算

### ・総括質疑

### ・議案の委員会付託

### ・散会

・開会	5 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	7 P
・事件案の朗読説明	13 P
・条例案の朗読説明	14 P
・予算案の朗読説明	19 P
・総括質疑	22 P
・議案の委員会付託	23 P
・散会	23 P

## 令和5年第1回 生坂村議会定例会

令和5年3月7日 午前10時 開議

### 議 事 日 程 【1日目】

日 程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告第1号	村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について	
4	議案第5号	長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について	総務建経 委員会付託
5	議案第6号	村道路線の認定について	
6	議案第7号	生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例案	
7	議案第8号	生坂村個人情報保護審査会条例案	
8	議案第9号	生坂村日岐公園設置条例案	
9	議案第10号	生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案	
10	議案第11号	生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	社会文教 委員会付託
11	議案第12号	生坂村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案	
12	議案第13号	生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	
13	議案第14号	生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案	
14	議案第15号	生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託

日 程	議案番号	事 件 名	備 考
15	議案第16号	令和5年度生坂村一般会計予算	関係部分委員会付託
16	議案第17号	令和5年度生坂村営バス特別会計予算	総務建経委員会付託
17	議案第18号	令和5年度生坂村福祉センター特別会計予算	社会文教委員会付託
18	議案第19号	令和5年度生坂村簡易水道特別会計予算	総務建経委員会付託
19	議案第20号	令和5年度生坂村国民健康保険特別会計予算	社会文教委員会付託
20	議案第21号	令和5年度生坂村農業集落排水特別会計予算	総務建経委員会付託
21	議案第22号	令和5年度生坂村介護保険特別会計予算	社会文教委員会付託
22	議案第23号	令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算	
23		総括質疑	
24		議案の委員会付託	
		散 会	

---

出席議員（7名）

2番 藤澤幸恵君	3番 藤原良司君
4番 望月典子君	5番 太田譲君
6番 字引文威君	7番 平田勝章君
8番 吉澤弘迪君	

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長 藤澤泰彦君	振興課長 中山茂也君
副村長 牛越宏通君	住民課長 真島弘光君
教育長 上條貴春君	健康福祉課長 松沢昌志君
総務課長 藤澤正司君	教育次長 山本雅一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 藤澤保君 書記 坂爪浩之君

---

◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長（太田譲君） 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村村民は誇りと責任を持って豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深い真心が織りなす自治の郷を作るため、力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々、生坂村議会はこれからも村民憲章の目標達成に向かって全力で村づくりに努めてまいります。ここに村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。では、2番、藤澤議員の後にご唱和をお願いします。

○2番（藤澤幸恵） 朗読。

○議長（太田譲君） ありがとうございました。着席してください。

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（太田譲君） これより、令和5年第1回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち、申し上げます。

3月定例会は、新型コロナウイルス等感染予防のため、マスクの着用と適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、発言者は飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。

○議長（太田譲君）これから、本日の会議を開きます。

---

◎報告

○議長（太田譲君） はじめにご報告事項を申し上げます。

生坂村の皆様に、先般、当村議会の議員による飲酒運転という不祥事についてお詫び申し上げます。

飲酒運転の撲滅を率先すべき立場にありながらの行為は申し開きのできないところであります。そこで急遽、全員協議会を招集し、議員1人1人が、今一度規律を見直し、法令遵守のもと生坂村のため、議会活動に精励することを再確認いたしましたことを、この場でご報告させていただきます。

また、2月21日に望月一将議員より辞職したい旨の願いが提出され、地方自治法126条ただし書の規定に基づき、許可いたしました事を報告いたします。

深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（太田譲君） 次に、議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣しましたのでご報告します。

次に、監査委員から、令和5年1月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

---

◎日程1 会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番望月議員、6番宇引議員を指名します。

---

◎日程2 会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの14日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの14日間と決定しました。

---

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は

報告第1号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」

議案第5号「長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について」

議案第6号「村道路線の認定について」

議案第7号「生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例案」

議案第8号「生坂村個人情報保護審査会条例案」

議案第9号「生坂村日岐公園設置条例案」

議案第10号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

議案第11号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

議案第12号「生坂村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」

議案第13号「生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

議案第14号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」

議案第15号「生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第16号「令和5年度生坂村一般会計予算」

議案第17号「令和5年度生坂村営バス特別会計予算」

議案第18号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計予算」

議案第19号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計予算」

議案第20号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計予算」  
議案第21号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計予算」  
議案第22号「令和5年度生坂村介護保険特別会計予算」  
議案第23号「令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」  
の報告1件、事件案2件、条例案9件、予算案8件の計20件です。

---

#### ◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。令和5年第1回議会3月定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

二十四節季の啓蟄が過ぎ、穏やかな日が続き、春の訪れを感じる今日この頃でございます。議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しましてご指導ご鞭撻をいただきまことに感謝を申し上げる次第でございます。

それでは3月定例会は来年度の事業、予算の審議が中心の議会でありまして来年度に対する施政方針並びに私の5期目の公約などについて、村民の皆さんにもお聞きいただき、引き続き村政運営にご理解とご協力を願いする次第でございます。

さて我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに持ち直しているとし、先行きについては、感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で各種施策の効果もあり、景気が持ち直していくことが期待されるとしておりますが、世界的な金融引き締め等を背景とした、海外景気の下振れや我が国の景気を下押しするリスクとなっているとし、物価上昇による家計、企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要があるとしております。

令和5年度の当初予算は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの先行きがいまだに見通せない中、光熱費の高騰や物価上昇の影響を適切に見込むとともに生坂村第6次総合計画を目指す将来像、「確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村」の実現に向け、重点施策に位置づけました四つの事業である「福祉の村づくり事業、子育て支援事業、産業振興事業、地域活性化対策等事業」を継続に取り組む事業編成、予算編成を行いました。

一般会計と特別会計等とを合わせた総予算額は29億6740万円で、前年度対比で2億4440万円、7.6%の減額となりました。一般会計予算規模は20億2000万円で、前年対比で1億9200万円、8.7%の減額となりました。

普通建設事業費は5ヶ年計画で進めてきました若者定住促進住宅建設の完了や、社会资本整備総合交付金事業費の減額。また2月に村長選挙が予定されていたため、純骨格予算となり前年度と比べて大幅な減額となっております。

一般会計の歳入は、自主財源である村税について、前年度対比409万円減の1億5433万円。地方交付税は、国の地方財政計画上の財政措置の継続やマイナンバーカード利活用等の増額分を見込み、前年度対比6900万円増の11億4000万円といたしました。一般会計における村債発行については、有利な起債を中心に活用を図り事業に取り組みます。

過疎対策事業債のハード事業では、県営中山間総合整備事業負担金、村道改良等の継続事業に財源計上する他、ブドウの雨よけ施設の設置や保育園エアコン設置工事等の新規を合わせて11事

業で5310万円の借り入れを予定しております。過疎対策事業債のソフト事業は、発行限度額の3500万円を計上し、地方財政対策を反映し、臨時財政対策債の減額を含め、一般会計の村債全体では1億1150万円で前年度対比1億3390万円の減額となっております。

基金の繰入金では、電気料金をはじめとした物価全般の高騰分と財源補填分を合わせ、全体では1億4600万円で、前年度よりも1400万円の減額となっております。

多くの方のご支援をいただいているふるさとくさか応援基金からは4000万円の繰入を行い、納税者の意向を反映させ、村づくりの貴重な財源として引き続き有効活用をさせていただきます。

歳出の福祉の村づくり事業では、新型コロナウイルス感染症が5月8日から、2類相当から5類に移行する予定ですが、今後も国の指針に沿った感染症予防の啓発およびワクチン接種に取り組んでまいります。

地域支えあい推進会議では、総合的な観点から生活援助サービスの重要課題を解決するための指針の検討を重ね、村内の移動サービスの周知について、今年度に生坂村版地域交通の取説を作成いたしました。今後も住民相互の支え合いによる地域づくりの場として検討を重ねてまいります。障がい者が住み慣れた地域で、自らの意思で暮らすことができるよう、来年度は障がい者総合支援法に基づき、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画を策定し、それぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援をしてまいります。

介護保険制度では来年度、第8期介護保険事業計画の最終年度となり、令和6年度からスタートします第9期介護保険計画の策定を行い、前回計画の満了を踏まえ、高齢者が地域の中で孤立することないよう、地域で支え合いながら、高齢者の自立を支援していきます。また、在宅で生活している要介護と認定された高齢者を介護している家庭に、介護用品の購入にかかる費用の一部を助成します家族介護用品支給事業は、来年度から要介護1、2と認定された方も助成対象に加え、介護度により住民税非課税世帯の方には月5000円から3000円、課税世帯の方には月2000円から1000円を助成いたします。対象となる介護用品も、布団、シーツやポータブルトイレの脱臭剤などに拡大をいたします。今後も福祉の村づくり事業により、健康寿命の延伸を目的に、高齢者の保健事業と介護予防事業の一體的な取り組みを継続してまいります。

子育て支援事業では、今年度に国の事業で出産子育て応援交付金が創設され、妊娠期から出産子育てまで必要な支援に繋ぐ伴走型の相談支援や、出産子育ての経済的支援も併せて実施し、この制度が創設されても生坂村の助成事業は継続して実施していきます。

当村における保小中一貫教育については、令和5年3月に策定しました生坂村一貫教育基本方針に基づき、令和6年4月に施設分離型の小中一貫型小学校中学校を導入することを目標に、来年度は具体的な教育内容の検討を行ってまいります。GIGAスクール構想に基づき、今まで小中学校の校内通信ネットワークの構築を進め、児童生徒1人1台のタブレット端末、プロジェクターや電子黒板等の整備を行い、来年度は学校専用のｚｏｏｍアカウントを新たに取得し、他校との交流やオンライン事業等の充実を図っていきます。

保育園では、感染症や熱中症対策として、3歳から5歳児クラスには、空気清浄機能付きエアコンと未満児室には、おもちゃ殺菌庫を新たに設置し、保護者や保育士の負担軽減を図るため、保育園でオムツの処分を新たに始めます。安心安全な通園のため、送迎バスに置き去り防止装置を取り付けたいと考えております。

今年度から高校生等通学費補助事業により定期券等の半額を補助していますが、来年度からは通学で、村営バスを利用する中学生高校生等の料金を全額減免する専用乗車券を発行し、さらに家庭の経済負担の軽減やゼロカーボンの推進を図ってまいります。

保育園小中学校の給食費無料化の継続と、村内産の野菜等を多く使用するために村内農家の皆さんや各種団体の協力を得て納入者の拡大や地産地消を図るとともに、給食を通じて、子供たち

が食の大切さを学ぶ食育にも力を入れてまいります。以上の子育て支援事業により、子供たちが健やかにたくましく成長できる環境作りや子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

産業振興事業では、道の駅いくさかの郷で農産物直売所と、かあさん家により村内で生産した安全安心な農産物の販売や、地元産の食材を使った料理を提供するとともに、農産物等の出荷増により、農業振興、観光振興等を進め、生産者組合の皆さんを初め、村民の皆さんとの所得向上を図ってまいります。

また現在、農林水産省の農山漁村振興交付金の農山漁村発イノベーション推進・整備事業への申請をし、今後もやまなみ荘と連携して、農業と観光など村の魅力を満載した体験プログラムの研究や開発、農泊ツアーの商品化などの事業を実施したいと考えております。

来年度より高収益な野菜等の生産振興や地場野菜等の出荷の促進、並びに自然災害により農業施設が被災した場合の復旧と、農業者の農業経営の安定を図るため、農業用ハウスや災害対策に資する施設等の設置費に補助する制度を新設いたします。

今年度、村内の中小企業小規模企業者の振興に関する施策について、基本方針等を定めました生坂村中小企業小規模企業者振興基本条例を制定し、今後、村、事業者、商工会、村民等が連携して、小規模企業者等の振興を図るとともに、融資制度の継続支援や商工感謝祭などの商工会事業を通じた商工業者の活性化による村内経済の発展と村の振興、商工振興を推進してまいります。また、来年度も消費意欲の喚起と地元消費の活性化、村内事業者と村民の皆さまの生活を継続的に支援するため、今年度同様に50%プレミアム率のいくさかマル得商品券スーパープレミアムの発行補助を予定しております。今後も産業振興事業により、農業や商工業の振興、観光振興、6次産業化等による地域経済の活性化を進めてまいります。

地域活性化対策等事業では、今年度からコンビニエンスストアでの納付が可能となり、2月に運用が開始されました各種証明書等のコンビニ発行サービスにより、村民の皆さんの利便性の向上はもとより税金や料金の収納率の向上を目指しているところでございます。また現在、デジタル田園都市国家構想推進交付金、デジタル実装タイプの事業として申請簡単デジタル窓口簡素化事業を申請しております、今までの各種手続きにおいて、村民の皆さんと職員が共にデジタルで申請手続きを行うことで、村民の皆さんの負担軽減と職員のサービスレベルの平準化と業務の効率化を図ってまいります。

当村はマイナンバーカードの交付率が2月末の実績では県下で4位の72.79%であり、さらにマイナンバーカードの利活用を進め、村民の皆さんの利便性の向上を図ってまいります。

空き家バンク制度を利用しての移住者や老朽空き家の所有者に空き家の改修や解体費用などに補助をしています生坂村移住定住および空き家対策事業補助金に、今年度からは空き家の解体とその跡地の利活用を推進するため、空き家跡地活用事業を追加し、生坂村U.I.Jターン就業・創業移住支援事業も長野県と連携して実施し、村の空き家対策の方向性を示す生坂村空き家等対策計画に基づき、空き家対策を総合的に実施してまいります。

昨年6月には、生坂村ゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言いたしました。そして、村では先月、生坂村脱炭素ロードマップを策定し、来年度からはこの計画に基づき、2050年までに目指す村の姿とカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでまいります。先月17日に環境省の脱炭素先行地域づくり事業に申請させていただきました。この事業によりましても、ゼロカーボンに向けて積極的に取り組むことにより、生坂村の経済を活性化するとともに、再生可能エネルギーの導入により産業と雇用を創出し、村民の生活と地域のレジリエンスの向上を目指してまいります。あわせて、来年度も引き続きゼロカーボンを活用した地域づくりと村民への脱酸素型ライフスタイルを定着を目指して、いくさか「創造の森」プロジェクトも進めてまいります。

防災減災、災害に強い村づくりでは、自主防災組織との連携、防災士の養成、避難所のWi-Fi・環境整備および地域の防災力の要であります消防団員の団員出動報酬の拡充の処遇改善、分団運営交付金、消防団員の応援商品券の交付によります団員の確保と、昼間の火災や大規模災害に備え、特定の活動に従事します。機能別消防団員制度を導入し、防災力のさらなる強化を図つてまいります。

簡易水道の有収率の向上に向けては、簡易水道、有収率対策プロジェクト会議により、有収率および漏水対策を一層強化推進するとともに、今年度より冬期間の漏水発生状況を把握するため、1、2月の水道メーター検針を実施しました。また、将来にわたり持続可能で安定した事業経営を行うため、経営戦略の策定、施設台帳の整備や基本計画を策定し、簡易水道各諸事業や給水計画の検討および施設の老朽化、耐震化対策を計画的に進めることとし、今年度は上生坂第1配水池の築造工事を実施いたしました。また、令和6年度からは、公営企業会計適用に向けた移行準備についても、下水道事業とともに進めてまいります。

来年度より、村内と池田町を繋ぐ池田町営バス池坂線の運営を当村で引き継ぎ、池田町内の北アルプス医療センター安曇病院への通院やスーパーへの買い物、通学など公共交通機関の存続は必須であり、運行経費等の増額分を特別会計に繰り出し、村民生活の足を確保いたします。今後も地域活性化対策等事業により人口維持対策と安全で安心な生活の確保と地区と村の活性化を取り組んでまいります。

次に、今年度当初の基金繰入見込み額の残額は、現在の余剰分と今月の特別交付税を見込みますと、全額基金を崩さずに済みそうとして、さらに1億円ほど基金に積み立てられる状況でございます。そして、今定例会の補正予算で計上させていただきます起債の繰上償還を進めるとともに、今後専決でお願いします特別交付税の予算計上とあわせまして、来年度以降も将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図っていき、引き続き財政健全化を維持しつつ、将来に対する必要な投資は進めてまいりたいと考えます。

来年度の村政懇談会もWebを併用して5月に開催させていただく予定でございます。村づくり研究会で協議をしてきました内容を、議員各位に、今定例会中にお渡しして、その指摘事項等に対処しましての、いくさか村づくり計画や来年度の事業と予算、様々な課題対応等について説明させていただき、村民の皆さんのご意見ご要望を把握したいと思っております。

今回提出させていただきました令和年5度予算案は引き続き、限られた財源の中で、村民の皆さんことを第1に考え、ご意見ご要望と議会からのご提言も反映させ、当村の課題解決に向けて選択と集中で事業費を計上させていただいたものでございます。そして、新たな発想で未来を作り出し、人と自然が輝く生坂に愛着と誇りを持っていただき、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれてきた伝統文化を守り育てていこうという責任感を共有してさらなる村民の皆さんとの協働による村づくりによりまして、第6次総合計画の将来の姿「確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村」に向けて引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告1件、事件案2件、条例案9件、予算案8件の計20件でございます。

#### 報告第1号「村の義務に属する和解および損害賠償の額の専決処分について」

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分で、物損事故に係る損害賠償の額を定めましたので、報告するものであります。

#### 議案第5号「長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について」

この議案は、長野県町村公平委員会から、佐久平環境衛生組合が脱退し、南佐久環境衛生組合が名称を佐久環境衛生組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更するために、地方自治法第252条の7第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

### 議案第6号「村道路線の認定について」

この議案は、村道路線を認定するために、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

### 議案第7号「生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴い生坂村個人情報保護条例を廃止し、新たに生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

### 議案第8号「生坂村個人情報保護審査会条例案」

この議案は関連法令の改正に伴い、新たに生坂村個人情報保護審査会条例を制定するものであります。

### 議案第9号「生坂村日岐公園設置条例案」

この議案は、地方自治法第244条の2の規定により生坂村日岐公園の設置について必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

### 議案第10号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

この議案は村営バスの路線に池坂線を追加し、料金の減免について対象を拡大する条例の一部改正であります。

### 議案第11号「生坂村特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

この議案は関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

### 議案第12号「生坂村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」

この議案は関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

### 議案第13号「生坂村家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

この議案は関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

### 議案第14号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」

この議案は、出産育児一時金を関係法令の改正により変更し、葬祭費の額を改正する条例の一部改正であります。

### 議案第15号「生坂村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、消防団員に新たに機能別消防団員を設けるための条例の一部改正であります。

### 議案第16号「令和5年度生坂村一般会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を20億2000万円とする予算で、前年度と比較して1億9200万円の減となっております。

主な歳入では村税で1億5433万8000円。地方交付税11億4000万円。使用料および手数料9128万8000円。国庫支出金6423万1000円。県支出金8991万1000円。繰入金1億4600万円。村債1億1150万円。寄付金8000万円などとなっております。

歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業のうち、社会福祉協議会の運営や福祉活動の推進、特定疾患見舞金など社会福祉事業で1163万8000円。在宅での生活支援等サービス事業で1144万9000円。高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業など高齢者医療環境対策事業で631万3000円。

子育て支援事業では、保育園の保育体制強化、保育園エアコン設置や送迎バスへの車内確認アラームの取り付け、子育て支援体制の強化など、子供子育て支援事業で6911万9000円。新婚新生活支援事業、子育て支援、犀龍小太郎助成事業や出産子育て応援交付金など保健衛生扶助で1298万6000円。小中学校での就学への各種支援、小学校ICT学習環境整備など教育振興事業で1161万5000円。産業振興事業では、農業用ハウス等設置補助、加工施設の施設整備、収入保険加入支援事業や県営中山間総合整備事業負担金等の農業振興事業で4954万6000円。高津

屋森林公園キャンプエリア整備ライフラインと保全対策や有害鳥獣対策の里山整備事業で1650万円。農業、商工業等後継者支援事業、いくさかマル得商品券補助と赤とんぼフェスティバル補助など商工業等振興事業で3299万8000円。地域活性化対策等事業では、定住促進対策事業を1067万円で継続し、消防団に機能別消防団員制度を導入するなど、防災減災事業に3217万5000円。ペーパーレス会議システムの導入、税料金のコンビニ納付と住民票などのコンビニ交付の運用、村営バス池坂線の運行に係る繰出金の増額など、地域活性化対策で2億930万2000円となっております。

#### 議案第17号「令和5年度生坂村営バス特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を4770万円とする予算で昨年度と比較して1270万円の増となっております。

主な歳入は、使用料および手数料で226万2000円。国庫支出金763万6000円。繰入金で3665万2000円であります。

主な歳出は、総務費で4591万6000円。運行費103万2000円となっております。

#### 議案第18号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を9600万円とする予算で昨年度と比較して290万円の増となっております。

主な歳入は使用料および手数料で8928万円。繰入金で603万3000円であります。

主な歳出は経営管理費で9598万7000円となっております。

#### 議案第19号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を1億2770万円とする予算で、昨年度と比較して3960万円の減となっております。

主な歳入は、使用料および手数料で3774万2000円。国庫支出金2308万2000円。繰入金で2344万円。村債で4010万円であります。

主な歳出は経営管理費で4748万1000円。建設改良費で6094万円。公債費で1926万3000円となっております。

#### 議案第20号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を2億4900万円とする予算で昨年度と比較して1760万円の減となっております。

主な歳入は国民健康保険税で3587万4000円。県支出金1億9813万3000円。繰入金1544万8000円であります。

主な歳出は保険給付費1億9394万円。国民健康保険事業費納付金で5100万6000円となっております。

#### 議案第21号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を9400万円とする予算で、昨年度と比較して400万円の減となっております。

主な歳入は使用料および手数料で2485万9000円。繰入金で6344万1000円であります。

主な歳出は経営管理費で2874万1000円。公債費で6476万8000円となっております。

#### 議案第22号「令和5年度生坂村介護保険特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を2億9930万円とする予算で、昨年度と比較して870万円の減となっております。

主な歳入は、介護保険料で5606万3000円。国庫支出金で7668万8000円。支払基金交付金で7700万7000円。県支出金4450万2000円。繰入金4425万2000円であります。

主な歳出は、保険給付費2億7645万8000円。地域支援事業で1919万7000円となっております。

#### 議案第23号「令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を3120万円とする予算で、昨年度と比較して20万円の減となっています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料で1989万円。繰入金で1120万9000円であります。

主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金で2993万9000円となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎日程3、報告第1号

○議長(太田譲君) 日程3、報告第1号「村の義務に属する和解及び損害賠償の額の専決処分について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

○議長(太田譲君) この報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

---

### ◎日程4、議案第5号

○議長(太田譲君) 日程4、議案第5号「長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 提出された議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程5、議案第6号

○議長(太田譲君) 日程5、議案第6号、「村道路線の認定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程6、議案第7号～日程7、議案第8号

○議長（太田譲君） お諮りします。

日程6、議案第7号「生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例案」

日程7、議案第8号「生坂村個人情報保護審査会条例案」の2点ですが関連がありますので、2件を一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、議案第7号、議案第8号の2件を一括して議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それでは議案第7号、第8号につきましてご説明を申し上げます。

議案第7号「生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例案」 本日提出村長名でございます。

生坂村条例第●号「生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例」内容の朗読は省略をさせていただきまして、要旨を申し上げて、説明とさせていただきます。新旧対照表もお配りしてございますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

本条例案は、令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律が施行されることに伴いまして、各地方自治体では、従来運用してきた個人情報保護条例を原則廃止し、全国的な共通ルールに従い、新たな個人情報保護制度に対応した条例等の整備が必要となつたために、新たに整理、制定するものでございます。

本条例で定める内容としましては、法律において条例で定める必要があるものについて定めております。

本条例の対象となる村の機関は、第2条にあるとおり、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会となります。

開示請求にかかる手数料等を定める必要がありまして、第3条第1項でその額を無料とし、第2項で開示に際し、写し等を交付する場合にその費用負担について定めております。

第4条では、新たに設置します生坂村個人情報保護審査会に諮問できる内容について説明、定めております。

附則としまして、令和5年4月1日を施行日とし第2条でこれまでの生坂村個人情報保護条例を廃止いたします。

第3条では生坂村個人情報保護条例の廃止に伴います経過措置で、第4条は、今回の条例改正に伴い、生坂村公の施設における指定管理の指定の手続き等に関する条例の一部について改正が必要となるためその改正について定めるものとなっております。議案第7号の説明は以上となります。

次に議案第8号あります。

議案第8号「生坂村個人情報保護審査会条例案」

本日提出、村長名でございます。

1枚おめくりいただきまして、生坂村個人情報保護審査会条例案につきましても条文の朗読は省略をさせていただきまして、要旨を説明し説明に代えさせていただきます。

本条例案は、令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律が施行されることに伴い個人情報保護制度における審査請求および個人情報の適正な取り扱いの確保について調査審議するため、生坂村個人情報保護審査会を置くこととなり必要な事項について、新たに条例を制定するものであります。

主旨、設置につきましては、第1条、第2条でそれぞれ規定し第3条で用語の意義について定め、1号で審査会に諮問する期間について、2号で保有個人情報について規定しています。

第4条で審査会で調査審議する事項の規定で、第3条、第4条とも諮問庁である村の機関と、それから議会について、それぞれ規定をしております。

第5条から第7条は審査会の組織、委員等について規定をしております。

第8条から第15条まで審査会の実施調査権限、意見への陳述、提出資料の取り扱い、調査審議手続きは非公開であること、答申の方法それから村の機関、議長の協力に関する事項等について定められております。

第17条は秘密保持違反に対する罰則規定となっております。

附則は、施行期日を令和5年4月1日とし、旧個人情報保護の保護条例の廃止に伴います公文書公開審査会に関する経過措置で、施行日前に公文書公開審査会に諮問された審査事項等について、施行日において、本審査会に諮問されたものとみなし、引き続き本審査会が行うこととしております。審査会委員の報酬を生坂坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の、日額で支給する報酬別表に加えることとしております。

以上、議案第8号の説明でございます。

議案第7号、議案第8号につきまして、ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をしたいと思います。

再開は11時10分とします。

---

休憩 午前 10時 59分

再開 午前 11時10分

---

### ◎日程8、議案第9号

○議長（太田譲君） 再開します。

○議長（太田譲君） 日程8、議案第9号「生坂村日岐公園設置条例案」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程9、議案第10号

○議長（太田譲君） 日程9、議案第10号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それでは議案第10号につきまして朗読説明を申し上げます。

議案第10号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

本日提出、村長名でございます。

1枚おめくりいただきまして生坂村条例第 号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例」

説明に当たりましては、議案の朗読は省略をいたしまして、改正の要旨等についてご説明をいたします。新旧対照表とあわせてご覧をいただきたいと思います。

今回の一部改正は、池田町で運行していた池坂線について生坂村営バスで運行を行うこととし、それから中学生以上の通学定期券の減免措置を新たに設けるための改正でございます。

池坂線の追加につきましては第3条で路線の追加、第4条で車両台数の変更、第5条で運行回数に池坂線を追加し、第7条第1項で車庫の位置を規定をし、第2項第2号で周回バスに関する規定の字句を改めまして、第3号に池坂線の停留所を追加しております。

第8条で池坂線の料金を定めるための必要な改正と追加を行い、第9条は減免の内容になりますが、第9条第1項の列記表記を改め、第1号を犀川線と周回線の減免について規定し、第2号に池坂線の減免について規定をしております。第2項を第3項とし、第2項に、村内に住所を有する中学生、高校生、専門学校生、短大生を含みます大学生までの通学定期券について、全額減免とする規定を新たに設けます。第11条は乗車券の種類についての規定で、第1項で路線を号とし、2号に池坂線を追加します。第3項に池坂線にかかる回数券について追加をしております。

附則は施行期日は令和5年4月1日とし、2項で、通学定期券に関する経過措置を定めております。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程10、議案第11号～日程12、議案第13号

○議長（太田譲君） 日程10、議案第11号「生坂村特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

日程11、議案第12号「生坂村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」

日程12、議案第13号「生坂村家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」関連がありますので、3件を一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、議案第11号から議案第13号の3件を一括して議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（上條貴春君） それではまず議案第11号からご説明申し上げます。

議案第11号「生坂村特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

本日提出、村長名であります。

1枚おめくりいただきたいと思います。

生坂村条例第1号「生坂村特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

改正情報の朗読は省略し、お手元の新旧対照表で内容をご説明したいと思います。この条例ですけれども、子ども家庭庁設置法の施工に伴い、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部が改正されることや児童福祉法において所管が一部厚生労働省から内閣府に移管されることから、条例の一部改正をするものであります。

まず第4条から第6条、第7条、第8条、第13条、第20条、第35条、第36条、第37条、第39条、第51条、第52条につきましては子ども・子育て支援法第19条第2項が削られるため、現行の第19条第1項は第19条となることから、引用している条例の条項ずれを整備するものでございます。

次に、第15条第3項につきましては学校教育法第25条に第2項と第3項が追加されるため、現行の第25条が第25条第1項となることから引用している条例の条項ずれを整備するものであります。

この他、第15条第4号と第44条につきましては、現在は厚生労働省の所管となっている事項が一部内閣府に移管されることから、根拠規定の所管が変わり、現行の厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正するものであります。

附則としましてこの条例は令和5年4月1日から施行するというものでございます。議案第11号の説明は以上となります。

○教育次長（上條貴春君） 続きまして議案第12号を朗読説明いたします。（教育次長 朗読説明）

○教育次長（上條貴春君） 続きまして議案第13号でございます。（教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎日程13、議案第14号

○議長（太田譲君） 日程13、議案第14号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。  
○議長（太田譲君） 健康福祉課長。  
○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程14、議案第15号

○議長（太田譲君） 日程14、議案第15号「生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それでは議案第15号につきまして朗読説明を申し上げます。

議案第15号「生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」

本日提出、村長名でございます。

生坂村条例第 号「生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」

今回の一部改正につきましては、朗読は省略をさせていただきまして、改正の要旨をご説明いたしますので、新旧対照表も併せてご覧をいただければと思います。

今回の一部改正につきましては、消防団員に機能別消防団員を置くこととするために必要な改正を行うもので、第1条の次に第1条の2ということで1条追加し、第1項で、機能別消防団員を置くことができるとなります。

第2項では、これまでの消防団員について、基本団員ということで名称を設けます。

第2条で団員数を、機能別消防団員を含め、130名とすることと改めます。

第3条は任用に関する事項で、第4号として、機能別消防団員は団員としての経験を有する者としております。

附則で施行期日は令和5年4月1日とし、2項で、機能別消防団員報酬を年額1万8000円とすることとして、関係条例に追加をすることとしております。議案第15号の説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程15、議案第16号

○議長（太田譲君） 日程15、議案第16号「令和5年度 生坂村一般会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩したいと思います。  
再開は13時15分とします。

---

休憩 午後 0時 分

再開 午後 1時15分

---

○議長（太田譲君） 再開します。  
引き続き日程15、議案第16号「令和5年度 生坂村一般会計予算」  
行います。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議会事務局長（藤澤保君） 議長。

○議長（太田譲君） 議会事務局長。

○議会事務局長（藤澤保君） （議会事務局長 朗読説明）

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） （住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也） （振興課長 朗読説明）

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） （教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

○議長（太田譲君） ここで、まもなく1時間が経過しますので、休憩をとりたいと思います。  
再開は14時20分とします。

---

休憩 午後 2時7分

再開 午後 2時20分

---

◎日程16、議案第17号

○議長（太田譲君） 再開します。

日程16、議案第17号、「令和5年度 生坂村営バス特別会計」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程17、議案第18号

○議長（太田譲君） 日程17、議案第18号「令和5年度 生坂村福祉センター特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） （住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程18、議案第19号

○議長（太田譲君） 日程18、議案第19号「令和5年度 生坂村簡易水道特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程19、議案第20号

○議長（太田譲君）　日程19、議案第20号「令和5年度　生坂村国民健康保険特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君）　議長。

○議長（太田譲君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）　（健康福祉課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程20、議案第21号

○議長（太田譲君）　日程20、議案第21号「令和5年度　生坂村農業集落排水特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君）　議長。

○議長（太田譲君）　振興課長。

○振興課長（中山茂也君）　（振興課長　朗読説明）

○議長（太田譲君）　以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程21、議案第22号

○議長（太田譲君）　日程21、議案第22号「令和5年度　生坂村介護保険特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君）　議長。

○議長（太田譲君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君）　（健康福祉課長　朗読説明）

---

◎日程22、議案第23号

○議長（太田譲君）　日程22、議案第23号「令和5年度　生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（眞島弘光君）　議長。

○議長（太田譲君）　住民課長。

○住民課長（眞島弘光君）　（住民課長　朗読説明）

○副村長（牛越宏通君）　議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 先ほど午前中ですけども、議案第9号について説明をさせていただきました「生坂村日岐公園設置条例案」でございますが、この中に不備がございました。大変申し訳ございません。

内容でありますけども、この条例につきましては日岐公園について、振興課の方で国道19号山清路防災工事の残土を処分し、そしてその工事等を国土交通省にやっていただくために所管を振興課といたしました。その際、教育委員会の所管でありました生坂村体育施設の設置管理等に関する条例の中に同地番の公園がございました。生坂南グラウンド生坂村大字北陸郷8443番地の1というのがございましたので、だぶっております。

ですので対応といたしまして、この「生坂村日岐公園設置条例」の附則の中に生坂村体育施設の管理等に関する条例の一部改正といたしまして、第2条の体育施設の名称および位置の中に生坂南グラウンドとして、先ほど申し上げました「生坂村大字北陸郷8443番地の1」を削除させていただき、そして施設の管理等で2条の第2項に「生坂南グラウンド」とありますものを同じく削除させていただきたいと思います。

誠に恐縮でございますが、この先ほど説明をさせていただいた条例案の附則の中に加えさせていただいて議案を差し替えさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（太田譲君） 以上で、本日、理事者より提出された議案の朗読説明を終わります。

ただいま副村長の方から提出された差し替えの件について差し替えでよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

（はい）。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） はい。では、差し替えの資料はまた後日。

○副村長（牛越宏通君） 早々に準備して明日にでもお渡ししたいと思います。どうもすみませんでした。

○議長（太田譲君） じゃあ異議なしと認め差し替えということで後日提出をいただくそうです。

---

### ◎日程23、総括質疑

○議長（太田譲君） 日程23、総括質疑に入ります。

議案第5号から議案6号の事件案2件、議案第7号から議案第15号までの条例案9件、議案第16号から議案第23号までの予算案8件、計19件について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、以上で総括質疑を終結します。

◎日程24、議案の委員会付託

○議長（太田譲君）　日程24、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。議案第5号から議案第6号の事件案2件、議案第7号から議案第15号までの条例案9件、議案第16号から議案第23号までの予算案8件、計19件について慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君）　異議なしと認めます。よって、19議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。ここで事務局に常任委員会付託案件表を配付していただきますので、しばらくお待ちください。

---

◎散会の宣告

○議長（太田譲君）　以上で本日の日程は全て終了しました。次の本会議は、明日8日水曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。

○議長（太田譲君）　本日はこれで散会いたします。

起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会　　午後　3時 55分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年3月7日

議長

大田 勝

署名議員

望月典子

署名議員

宇引文威

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

2日目 (3月8日)

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 5人
- ・散会

・一般質問	4 P
吉澤弘迪議員	4 P
平田勝章議員	11 P
望月典子議員	21 P
藤澤幸恵議員	24 P
藤原良司議員	31 P
・散会	39 P

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会

令和4年3月8日 午前10時 再開

## 議 事 日 程 【2日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

---

出席議員（7名）

2番	藤澤幸恵君	3番	藤原良司君
4番	望月典子君	5番	太田譲君
6番	宇引文威君	7番	平田勝章君
8番	吉澤弘迪君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	住民課長	真島弘光君
教育長	上條貴春君	健康福祉課長	松沢昌志君
総務課長	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 藤澤保君 書記 坂爪浩之君

---

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

---

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和5年第1回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、発言者は、飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は配付してあるとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、7番、平田議員、8番、吉澤議員を指名します。

---

◎一般質問

○議長(太田譲君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。最初に、8番吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番吉澤弘迪です。私は、やまなみ荘の補改修の方向性について一般質問を行います。やまなみ荘の補改修については、令和3年9月定例会で、村長より劣化調査で補改修に3億3242万円が必要で、その財源については、農山村漁村振興交付金を利用するよう検討しているとの報告がありました。その後、令和4年8月の未来づくりプロジェクトで、住民課長より、浴室他、客室の増改修の報告があり、本年1月に村長より選挙公約の中でゼロカーボンに繋げるため、木材チップを利用するためのボイラの改修を行うとの報告がありました。

この1年間に住民や我々のところに聞こえてくる断片的な情報は、劣化改修の域を出て、増改修の感あり、その計画の全容を理解することができません。村にも、やまなみ荘の改修につい

て、村民にも、やまなみ荘の改修について理解できるように、現在村で検討している計画内容について、情報公開をしていただきやまなみ荘の補改修の方向性について、住民課長、村長にお伺いいたしたいと思います。

それでは最初に住民課長に2点についてお伺いをいたします。

やまなみ荘の経営状況について、コロナ禍で厳しい状況であると思うが、令和4年度の収支の内容が令和3年度に比較して3月末までにどのように推移するのか。また、令和5年度予算はどのように見込んでいるのかお尋ねいたします。

次に未来づくりプロジェクトで報告した浴室の改修、おやき体験館の建設、厨房関係の改修、一、二階客室の改修の全体の建設費は一体いくらになるのか。また、この改修の財源についてはどうするのか、この2点についてお伺い致します。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) それでは8番吉澤議員のご質問にお答えいたします。2点ほどご質問をいただきましたが、まず初めに、やまなみ荘の令和4年度の3月末の収入見込みと令和5年度の予算につきましてご説明させていただきます。

やまなみ荘の令和3年度の決算では使用料および手数料が5942万1000円で諸収入および繰越金で116万9000円となり、一般会計から2371万円を繰り入れていただき、歳入総額8480万1000円、歳出総額が8478万2000円の決算額でございました。この3年度におきましては、テイクアウトやおやきの販売に力を入れ、人件費につきましても、職員を他の部署に異動などを削減して運営してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般会計からの繰入により対応していただきました。また今年度の決算見込みですが、使用料および手数料は約7900万円、諸収入および繰越金は約99万円、一般会計からの繰入金につきましては、現在1136万1000円の繰入金をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症の第8波の影響により、宴会のキャンセルや光熱水費や原材料費の予想以上の高騰により、この議会で繰入金の増額をお願いするように調整しております。

令和5年度予算につきましては5月から新型コロナウイルス感染症が5類扱いとなることで、来荘者が増えることを期待また予測をし、歳入の使用料および手数料を8928万円と見込んでおります。その他の歳入では、諸収入および繰越金は68万7000円、一般会計からの繰入金につきましては603万3000円の繰り入れをお願いし、歳入総額として9600万円の見込みです。歳出総額につきましては、物価高騰などの影響により、燃料費、調理材料費で約340万円増額となる見込みとなっております。

続きまして二つ目のご質問でございますが、やまなみ荘の改修についてのお尋ねでございますけれども、昨年8月25日に実施いたしました生坂農業未来づくりプロジェクト会議で示したやまなみ荘改築に伴う事業計画案については幅広く、村民の皆さんに意見を伺うことが目的で示したものでございます。示した内容の工事費は、概算で浴室の改修が熱源を除いて1億340万円、おやき体験館の建設工事や調理器具を除き5390万円、厨房関係の改修で厨房機器および冷蔵庫と設備を除き5540万円、1階2階の会議室へ改修、それから照明および冷暖房の改修で2億160万円、外壁の改修、および他劣化部分の改修については1億1650万円となり、合計で5億3080万円となります。

この事業の財源についてですが、今年度当初から農山漁村振興交付金事業で申請するよう検討してきましたが、事業の詳細について調べてきたところ、当事業では既存施設の取り壊しにかかる経費は補助対象外になるため、先ほどお答えした事業費5億3080万円このうち、おおむ

ね10%の取り壊しにかかる工事費が、補助対象外となるため、現時点では再考している状況でございます。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今住民課長がお答えになりました今後の経営の状況について再質問をいたします。

特にこの経営については、令和5年度の予算ということであらわされておりますので、これを令和3年度の決算に比較してどのように変化をしているか、どのように見ているか、その点について改めて詳しくお伺いをいたしたいと思います。

令和3年度の決算を基準として、令和5年度予算について総括を行いたいと思います。令和3年度はコロナの影響が大きく、集客が少なく使用料も少なく、令和5年度、コロナ感染症が第5類となり集客数が増加するではないかということをおっしゃられておりました。

なお、令和5年度予算と比較いたしまして、令和3年度決算では使用料が、令和3年度に比較して8928万円で2985万円増加しております。

2、として一般管理費、これは人件費を含みますが、これが経営管理費に占める割合は、令和3年度決算では3986万円で47%あったのが、令和5年度予算では41%に減少しております。

3番目として使用料が増加いたしましたが、なお需要料を見てまいりますと、令和3年度の需要料は維持管理費の中で3948万円で87%であったのが令和5年度予算では、これが同じく4925万円で、同じく87%であります。

以上の事より、令和5年度予算は、使用料が令和3年度に比較して2985万9000円増加するが、一般管理費、人件費は使用料の少ない、令和3年度の47%から41%に減少する計画がされております。このことを見ても非常に令和5年度の予算は厳しいものであるというように感じます。需要費、これは光熱費食材費は、令和3年度と同じく、維持管理費の占める割合が87%で同じく87%になっていて物価上昇率が去年に比べて4.2%上昇していると言われる中で、その点が加算がされておりません。以上のことより、二つの点について住民課長にお伺い致します。

まず一番に需用費の4.2%上昇率は今後どうするのか。

2番目として、入浴料金、それから宿泊費の基本料金の改定は行うのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) それでは再質問につきましてお答え申し上げます。

まず初めに需用費の関係でございますが4.2%上昇するというようなことでございますけれども、全体的な事業費も伸びております、需要費、単独で見ますとかなり増えているところでございます。増えているものにつきましては、先ほどの説明にもありました燃料費、それから調理材料費が高騰しているということでございまして、それに対応していくためにも今後集客に力を入れて使用料および手数料の方を増やしていくべきと考えております。これにつきましてはスタッフ一同、同じような考えでおりますので、また議員も一緒にお考えしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それから2点目の料金改定でございますが、昨年8月に料金の方を改定してございます。今後の料金改定につきましては、運営委員会等でご意見をいただきながら協議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今住民課長からお答えをいただきましたが、一点の需要費についてはですね、先ほど申し上げましたように、経営管理費で人件費を極度に減らすという一点があり、さらには需要費が4.2%が含まれて、今の中では予算の中に含まれておりませんので、非常に経営が難しいと村長が前にも申されましたように、極力その経費については、ひきしめていくという方針をですね、さらに今年やっていかないと、まあまた一般会計から足りない部分を繰り入れるような親方日の丸式の経営をやらなきゃいけないようなことになりますので、その2点については、さらに経営上どうするかという対策をですね、やまなみ荘検討委員会もございますので、そこで議論をしっかりやっていただきて経営に当たっていただきたいと、かように思います。それから物価が高騰しますんで、基本料金はまだ考えてないということですけれども、これもですね、実際に、おそらく今月あたりからくるそれぞれの食材の取引のですね、価格についても上昇があると思いますんで、そこら辺を考えて今後一体どうするのか、これもまたもう1回検討していただきたいと思います。

では次にですね、村長についてご質問をいたします。

現在のやまなみ荘の経営はコロナ禍で集客が少なく、収入が少ない中で経営管理費を極度に削減して損失を少なくして成り立っていると思います。これが現状では経営ではベターの方ではないかと思います。しかし補改修が大型になりその財源が補助金で賄われるとしても、経営規模が拡大すると、その維持管理費も拡大して損失が大きくなります。集客数が極度に増加することが見込めない厳しい状況下では回収を1、2年後にするとか、可能な限り最小限にして損失を拡大させないようにすることがまず第1であると考えますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

損失を最小限に抑えることについてということでございますが、やまなみ荘の運営につきましては、住民課長が答弁したように、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度、4年度と収入が減り、一般会計から多額の繰り入れにより対応をさせていただいておりますが、令和5年度におきましては新型コロナウイルス感染症が5類に移行され従来のようにお客様が戻ってくることに対応しているところでございます。

やまなみ荘の改修につきましては、本館棟が昭和59年に建設し、構造は鉄筋コンクリートで建設してから39年が経過をしております。また浴槽等は平成2年に建設し、構造は同じく鉄筋コンクリートで建設してから33年が経過しているところでございます。鉄筋コンクリート構造の耐用年数は60年とされておりますから、残りの耐用年数は本館棟が残り20年、浴槽棟が残り27年となりますので、ここで多額の事業費を投じての改築につきましては、対応年数が残り少ない中の多額な事業投資ということになりますので、費用対効果などを考慮して結論を出さなければと考えているところでございます。

吉澤議員ご指摘の、改修箇所を最小限にして損失を拡大させないように行っていくことにつきましては、的確なご指摘だと考えますので、やまなみ荘の改修にあたり、十分考慮して進めてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今の村長のお答えのなかで、補改修について今後さらに検討を加えていきたいというお答えでございました。このなかでもう一度再質問をいたします。

今の村の計画の中でやまなみ荘の補改修の中におやき体験館の建設、それから郷土食提供のための厨房の改築は、これは集団の客に対しての対応で、コロナ禍の中で今まで継続してきた集団の客は都市との交流事業など中断してしまっておりますので、また新たに再構築をしていかないと対応ができないと考えます。集客があってそのお客様に対する対応のための改修が必要であって、改築が先行してしまって集客対策が後追いなどというのは非常に経営上難しい点があるではないかと思います。この点についても今後やまなみ荘検討委員会の中でよく検討をしていただきたいと、かように思います。確実な集客計画を作成して、改築が必要であると決めればですね、平成5年度予算作成時において、おのおの各部署で団体のお客をやまなみ荘にどのようにして利用していただけけるか、事業計画を出す絶好のチャンスではないかと考えます。

既に振興課では農山村漁村振興交付金、農泊事業の申請を行っており、この計画の採用が今後記載されます。教育委員会、それから健康福祉課、それから総務課、むら作り推進室、それから大好き隊、道の駅、振興課、社協、農業公社で支援のための集客計画をひとつずつ計画すれば10事業が計画が成立いたします。ぜひ村長の指令でこの集客体制を実施できたらと考えますので、ちょうど良い予算編成という絶好のチャンスでございますので、総力を挙げてやまなみ荘の集客に対する事業計画を作っていただければと思いますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

各部署10部署を今おっしゃっていましたが、各部署でそれぞれの農泊等の事業を推進をしていただければ、それがやまなみ荘の誘客に繋がることは確かにございますので、まず横断的な会議として知恵の輪委員会がありますのでそちらの方でまず検討協議、前にもしておりますがさらに各部署でぜひ一つずつそういう農泊の事業を提案するようにまた協議をしてまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長のお答えで、以前はですね、教育委員会で千葉県のホームステイの事業があったり、いろんな事業たくさんあります、やまなみ荘も集団の客を集めることができたわけですが、今コロナ禍で5年ぐらいそれが中断してしまっていると、そういうイベントをいかにこれからまた復活をしてやるかということをしっかり検討をしていただきたいと思いますし、ゼロカーボンについてはですね私どもが平成20年に議会で、石川なんつたけな、山梨県へ視察に総務課長も一緒に参りましたが、その町はですね、ゼロカーボンを実施するために保養施設にそれぞれの部落とか区の人員を集めて、それでその日にはですね、当然暖房とか電気を使用しませんので電力量、使用量が落ちるということを計画をして実施しているところがございました。生坂でもですね今やまなみ荘に繋げて元氣づくり支援金を利用してですね、そういう事業をやって、各々部落の人をやまなみ荘に集めて、やまなみ荘の利用とそれからゼロカーボンを繋げるようなことが一つは考えられるのではないかと思いますので、ぜひそこら辺も計画の中に入れて再考をお願いしたらと思います。

次にもう一つ、村長にお伺いいたします。

平成21年度の補改修工事について、議会の承認、委員会の付託は一番最後に行われ、既に農水省の補助金の申請が行われたあとで、しかも委員会の議決結果は一部改修に賛成の議員が3名、

全面改築に賛成の議員が5名で、賛成多数で全面改築改修をやるということに決定いたしました。しかし議員は議論はわかれましたが結果を尊重して、今後やまなみ荘の経営には全員で協力するよう申し合せました。さらに村長にも附帯事項として、やまなみ荘の経営については極力力を出していただきたいということを要請いたしました。国への補助金の申請が先行されたために十分議論を行う余裕がなく、それが結論に大きく影響したものと当時のことは考えます。前回の議会での決定を反省して、今回は改修について議会委員会の検討は十分余裕を持って行い、結論は出た後で後に国に申請をするようなことが必要ではないかと考えますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

やまなみ荘の改修は議会委員会で十分検討するということでございますが、平成20年度から21年度において、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により実施をいたしましたやまなみ荘改築工事は876平方メートルで、工事費2億5622万5000円、都市住民交流体験施設建設工事は96.88平方メートルで工事費4684万4000円、体験農園施設整備は2000平方メートルで661万5000円、設計委託料等で1480万1000円となり合計で3億2448万5000円の事業として実施をさせていただきました。財源といしましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金1億2580万円、過疎債1億9850万円、一般財源18万5000円となっており、対象事業には交付金を充当して実施をさせていただきました。

このように私が村長になってからは、単に過疎債など、起債に頼るのではなく、国、県の交付金事業や補助金事業に申請し、採択をしていただき、その事業の補助裏として過疎債など有利な起債を活用し、各種事業を実施しまして、なるべく後年度に負担財政負担が大きくならないよう心がけてまいりました。よって今回のやまなみ荘改修改築事業を実施するに当たりましては、農水省の農山漁村振興交付金を活用しての改築事業よりは、環境省の脱炭素先行地域づくり事業の方が吉澤議員ご指摘のとおり、過度の設備投資にならず、必要な箇所の改修ができ、対象にならない改修箇所は過疎債で対応できればと考えているところでございます。

しかし環境省の脱炭素先行地域づくり事業は4月中旬から下旬に採択の可否が判明するなど、今後も諸々の状況により様々な事業の実施が大きく左右されると考えているところでございます。

よってやまなみ荘の改修改築事業につきましても、議員各位や関係機関の皆さんに各種の交付金事業を説明させていただき、検討協議をお願いをして事業を進めていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) ただいま村長の方からお答えがございましたが、私もですね、生坂村の現状の財政はですね、やっぱり村長の言われるように補助金を利用するということを重点的にやっておるので、慣れちゃっていると私も考えております。ですから今後ですね、やっぱりそこら辺のことを考えてやっていかないと、生坂村の財政はですね、この平成だか令和13年度は公債費比率がピークを迎えて、いよいよ18%の閾門を難しくなるという時期が来ますのでそこら辺のことを考えて毎年の予算等についても慎重に考えていただくことが必要ではないかと思います。先ほど申されましたように、いずれにせよやまなみ荘の改築については村民にもいろいろ興味を持っておりますので、やまなみ荘検討委員会でもその辺をよく議論をしていただいて、国へ申請する

ときには、村の方針が決まってから出しますんで、当然議論をする時間っていうのは非常に少なくてまいりますので、しっかりその議論をしていただいて、議会としての責任をしっかり果たしていただくようお願いをしたいと思います。

それで村長に再質問いたします。

住民課長、村長の説明でやまなみ荘の改修事業については、農産漁村交付金が既存の施設の取り壊しにかかる費用が補償対象とならないために、方向転換をして脱炭素先行地域計画の中でボイラーの木質ペレットの利用、エアコンやLEDの更新などを計画しているとの説明がありましたので、村で今検討しているやまなみ荘の改修事業については理解することができました。ただ、この計画の中で私が懸念していることは、木材ペレットの利用についてです。

我々議会は平成25年度に愛知県の豊根村を研修視察をしました。その時には今の総務課長も同行されておりますので、その点については理解ができるではないかと思います。豊根村では1億1300万円の国の補助で、山林公社を設立して村のスギヒノキの間伐材を利用して木材ペレットを製造しておりました。ペレットの製造能力は一時間あたり500キロと割合と少なくペレットの販売価格はキロ40円10キロで400円でした。しかし当時は灯油よりペレットが15%ぐらい高いというために、製造しても流通にのらなかつたというようなことがありました。

今回、村の木質ペレット計画を見ると、販売価格はこれは上伊那のところを参考にしているかと思いますが、10キロで530円。原木の購入価格はですね、トン4500円になってますが、私が調べた中では岡山県ではトン4500円は6000円であるので、まだこの計画は低いじゃないかと思います。村の中でもですね注目したいのは村の544世帯の80%ですね、木材ペレットを使用したストーブを入れるということでございます。なお1日10キロ当たり120日間使用する計画ですが、豊根村ではですね、木材ペレットの流通を増加させるためにペレットストーブを1台購入すると村で25万円の交付をしておりました。現在灯油価格が上昇して、その当時90円ぐらいであった灯油がですね、今196円ぐらいに上がって2倍になってありますので、木材ストーブをですね、全村に入れて、木材ペレットを使用する計画になっておりますが、いかにしてですねこの木材ペレットを村だけではなく、よそにも流通させて使用量を増やすかということがこの計画の大きな課題ではないかと思います。

なお一般家庭ストーブの普及はですね、灯油ストーブのように瞬時にストーブが温まらず瞬時に火を消すということがストーブの場合にはできません。また灰の始末も考えなければならず、安全性から言ってもですね、難点がありストーブの普及がですね燃料が高くなってしまって灯油ストーブに頼らざるを得ないという実情がございます。以上な点からですね、ゼロカーボンを推進計画の中で、木材ペレットを企業化することには先進地のさらに視察を行ったり、検討しないと計画倒れになる可能性を感じておりますので、一層ですね、検討が必要ではないかと思いますので、その点について村長にお考えをお伺いしたいと思います。

特に筑北ではですね。ペレットではなくて薪のボイラーを保養所で利用しておりますが、薪の方が流通上とかいろんな点で今まだ可能性が高いかと思いますので、薪への点を村に熱源にするということになればペレットということになりますが薪を継続することも考えて、一方では考える必要があると思いますので、そんな点も含めて村長の今後のこのペレット木材ペレットを使用する計画についてのお考えをお伺いいたしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

やまなみ荘のペレットボイラーは当村の脱炭素のロードマップに策定した中にも、方法の一つとして掲げております。生坂村昨年6月にゼロカーボンシティ宣言をさせていただきまして、20

50年までにはカーボンニュートラルということで目指していく宣言をいたしました。そういう中で生坂村が2050年までにカーボンニュートラルを達成するには、それぞれの化石燃料を木質バイオマスであったり、再生可能エネルギーであったり、そういうものに変えていくことも一つの方法でございます。そういう中でやまなみ荘のペレットボイラーにつきましても、今は化石燃料で燃やしているボイラーでございますので、木質バイオマスで燃やしていこうということでございます。

また、村民の皆さんにもご理解ご協力をいただいて、村内の熱源として、ペレットストーブもご使用いただきたいというのが今回のロードマップの中の一つでございます。やはりゼロカーボンに向けては、村民の皆さんのご理解とご協力をいただかなければなりませんし、上伊那森林組合もペレット販売をしております。そういうものをまた視察をさせていただきながら生坂村にあったゼロカーボンに向けての取り組みを、議会の皆さんにもご指導いただきながら進めていきたいと思います。縷縷吉沢議員からいろいろと指摘をされた件につきましても村民の皆さんにしっかりと説明をさせていただきながら環境省の脱炭素先行地域づくり事業に採択をされましたら、しっかりとご理解ご協力をいただきながら進めてまいりたいと思います以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) これで私の一般質問を終わりますが、今は村長のお答えの中で今後ですね、木材ペレット等については研究をしていくというお答えがございました。私この計画を見て驚いたのは世帯数の80%がストーブを入れるという、これは絵でございますんでいいでしきれども、実際にその家庭80%、544世帯ですか、その80%を入れるということは3割、5割ぐらい入れてもこれは大変なことでございますので、8割を入れるということは非常に難点があるということは一つでもわかっておりませんので、確かにゼロカーボンについては対応することは必要でございまして、木材ペレットを生かすということは村内でも当然消費をするが、よその村とか町とかですね、全体でやっぱり自分の村で作った木材ペレットは流通できるような、そういう販路をやっぱりもう少し考えていかなければいけないと思いますので、さらに研究をお願いしたいと思います。以上で私の質問は終わります。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとりたいと思います。

再開は11時とします。

---

休憩 午前 10時46分

再開 午前 11時00分

---

○議長(太田譲君) 再開します。次に7番、平田議員。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 7番平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

まずは1月31日の村長選挙では、5期目を目指され、見事当選されたことにお祝いを申し上げたいと思います。

今回は人口減少の現状と若者定住住宅対策そして都市との交流事業およびイベント事業の今後の課題についての2問について質問をしたいと思います。

初めに村長の5期目に向けて村長は村のかじ取りを4事業に構成されておられ、子育て対策、福祉対策、産業振興対策、地域活性化対策になっております。しかし、この3年間新型コロナ感染症によってなかなか思うような活動ができなかった状況が続いてきました。人口減少は全国的な現象であり、今国会でも衆参両院でも人口減少問題や子育て支援などについて議論を重ねておりましたが、社会が安定した子育てができる政策を期待したいところであります。

当村の人口減少については、2月1日の人口は1688名とあり、平成の19年頃には2,000人を超えておりましたので、16年間で300人以上の人口減少となっております。人口減少対策は、喫緊の課題であります。当村を維持していくにはどうしても村中の健康な人の助けが必要です。現状はマンパワーが足りません。その人たちが少しずつ減ってきており、生活上支障をきたしていることは否めません。

そこで人口減少について若者定住移住対策を前村長から藤澤村長によって子育て支援事業や地域活性化対策事業などを中心にさらに、施策を充実させてこられました。そして移住者はブドウ栽培などに生計を立てる人や、自分で起業を起こす人、あるいは生坂村に住みながら隣の安曇野市や松本市などに通勤するなど多様化しております。このように多くの方が当村に移住され、村民にとけこみ、地域の生活維持のため協力をいただいております。3月4日付の新聞にも、当村の令和5年度事業について村長の施策方針として、4事業に構成された子育て支援事業、福祉の村づくり事業、産業振興事業、地域活性化対策事業の内容であります。その中でも子育てと福祉の村づくりについて申し上げますと、18歳までの医療費無料化、犀龍小太郎助成事業、健やかに産み育む子育て支援、それから子育て支援センターなのはな、児童館、生涯学習施設たんぽぽ、B&G海洋センターのスポーツと地域コミュニティなどの事業であります。福祉の村づくり事業については新型コロナ対策、高齢者インフルエンザ予防接種、特定健診事業や人間ドック補助事業、介護予防、日常生活支援総合支援、高齢者生活福祉センターでの生活支援、保健師3名体制の継続などであります。以上の施策をさらに推し進めることで移住はさらに加速すると思います。現在多くの方が村内のそれぞれの地区に住まわれて生活しております。単純に計算すれば移住者が増えて人口増につながると思いますが、村を離れる人も少なくなく、現状は人口減少になっております。

そこで最初の質問であります、人口減少とその対策についてですが、今まで行ってきた若者定住対策は長野県下では数字的に当村への移住は多いと感じますが、その評価についてどのように捉えておりますか、について村長に質問をいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは7番平田議員の質問にお答えをいたします。

若者定住対策の評価についてということでございますが、若者定住対策として実施してまいりました事業は若者定住促進住宅の建設として前村長から引き継ぎました。日岐宮の上団地が新規就農者住宅を合わせて14棟、上生坂中村団地で8棟、下生野で2棟、石原団地で8棟、あわせて32棟になります。現在この住宅は今年度、建設しました石原団地の2棟を除いて全て入居しているところでございます。また現在、新規就農研修制度等によりまして、18世帯が村で就農し、研修中の5世帯も村に定住をしているところでございます。

その他にも、平成22年度に空き家バンク制度を立ち上げ、村内へ永住を希望する方に紹介をしております。令和元年度までに空き家バンク制度を利用し、16世帯の方が移住をいたしました。令和2年度には11件、令和3年度には9件、令和4年度の現在までは9件の計45件の契約が成立しているところでございます。それらの取り組みの成果としまして、2023年版、株式会社宝島社発行の田舎暮らしの本、住みたい田舎ベストランキングという特集で人口に対して移住率の高い割合としまして生坂村は全国で9位に掲載をされたところでございます。

他にも子育て支援事業に力を注いできた成果としまして、来年度の保育園の園児数も昨年度に比較しまして増えているところでございますし、これまで様々な取り組みにより人口減少の抑制に繋がっていると考えているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君）議長。

○議長（太田譲君）平田議員。

○7番（平田勝章君）ただいま村長の答弁にもありましたように実際にはかなりの数で村への移住がなされております。私も個人的には村長を打ち出した施策によって移住者が多くなっていることに、実感をしております。石原団地だけを見ても私の住む常会に入っておりますので、今現在6名に入居されておられる家庭ではそれぞれお子さんが生まれました。そしてこの1月に三九郎などがありましたけども、その中にそれぞれ出てこられ、本当にこんなに大勢子供がいるかと言われるぐらい、他の人たちもこのことについては実感をしておりました。これがですね、これだけ喜んでると、なんでそんな減って人口が減っていくのかなというようなね、数字だけ見ると不思議でなりませんけども、そのことでですね、実際にそういう三九郎、これからこれからですね、私達も年に1回毘沙門さま、というようなそういう皆で寄り合いするところが、ことがありますけども、それはいつも夫婦で全員がね集まるんですけども、今まで18戸あり20戸ですかね、それが26戸から今度は2棟入ると28戸、そうすると今のところでは何かもう集会所が入れなくなるじゃないかってそういう逆にそういう今心配をしているところであります。

それは余談ですけども、そういうことでですね、今先ほど戻りますけども先ほど村長の言葉の中にも大勢の方が移住されているということですので、その移住のですね、10年前から現在今何人の移住者がおられますか。それから10年前から現在までの自然減と社会減とあるんですけども、それについて住民課長に質問をいたします。

○住民課長（眞島弘光君）議長。

○議長（太田譲君）住民課長。

○住民課長（眞島弘光君）それでは7番平田議員のご質問にお答えいたします。

10年前から何人の移住者がおられるか、また10年前から自然減と社会減の人数はということでございますが、まず移住者につきましては、移住者の全国統一の定義がないため、転入者全体として回答させていただきます。

平成25年から令和4年の10年間で延べ488人が転入されております。また10年間の自然減は延べ292人、社会減は602人となっている状況でございます。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君）議長。

○議長（太田譲君）平田議員。

○7番（平田勝章君）この10年間で減少は894人であり、転入者は480人ですのでこの10年間で406人の人口減少ということなんんですけども、それでですね、実際に話に聞いているのは子供がサッカーができないとか、そういうようなことで家庭全体で移住しちゃったとか、そういうような話は聞きます。それとですね、逆にその村内に住んでて、住民票を持ってこなんて、そういう

暮らしている人についてのカウントはどんな具合にしているのかちょっと住民課長にききたいと思います。

まずその辺の細部についておわかりになりましたら、お答え願いたいと思います。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) それでは7番平田議員の再質問にお答えいたします。

住民票のない方につきましては、こちらでも把握できておりませんので、そこら辺のカウントはしておりません。そこら辺は住民票移動してきていただければ住民としてカウントできるんですが。そこら辺は不明確なところでございます。以上答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 今ちょっと横道にそれるかもしれないんですけども、そういう住民票がなくてですね、1年に1回ぐらい来る人もいます。そういうような把握も、やはりあの村としてはですね、どっかにそういうなんていかね確認するっていうか、どこにどういう人がいるくらいなことはやっているんですかね、それもしてない。どうですか住民課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) はい、すいません私の方からお答えをさせていただきますが、住民票のない方で居住されている方ということでありますけれども、民生委員さんの方の活動の中でですね、各地区の方、回っておりまして、居住されている方につきましては、各家庭を訪問させていただいております。福祉台帳ともご協力いただければ書きまして緊急連絡先等確認はさせていただいておりますけれども、あくまでも任意のご協力ということですが、民生委員さんの方で地区の方を把握しているかと思いますので、回答させていただきます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 民生委員の人で、しかもいるいないでその時に行ったときにいなければそれで終わりっていうようなことになると、あまり行政としてはよくないじゃないかなというふうに思いますので、どっかでそういう把握しておくことなんか必要じゃないかなというふうに思います。

次の質問なんですけども、社会減少、先程の社会減少の原因はまた何なのか、また原因となる内容は改善できるのかできないものでしょうかまた改善のそういう可能性についてちょっと質問したいと思います。住民課長、お願ひします。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) それでは7番平田議員のご質問にお答えいたします。

まず社会減少の主な原因には何かというお答えでございますが、プライバシーの観点から転出される皆さんへなぜ転出するのかといった聞き取り調査は行っておりませんが、年齢などから推測しますと転勤に伴う転居や進学、婚姻又施設への入所などの理由ではないかと思われます。

それから減少となる内容は改善できるものはないか、ということでございますが、減少の改善につきましては先ほどの転居を進学等の理由により減少していると推測しておりますが、個人の都合等もございますので強制できるものはございません。例えば減少の一つの要因でもある少子化です。また少子化に関連して、婚姻数の減少もあります。コロナ禍であらゆる男女の出会いの場が激減しておるような状況でございます。出会いの場の創出としては長野県で行っておりますながの結婚支援ネットワークへ生坂村も参加しており長野県が運営しています「ながのマッチングシステム」を多くの方に利用してもらえるよう広報するとともに、村の魅力を発信していきたいと思っております。

また、村としては福祉の村づくり事業、子育て支援事業、産業振興事業、地域活性化対策等事業の四つの大きな事業を軸として各事業を実施することで人口減少の抑制にも繋がるのではないかと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君）議長。

○議長（太田譲君）平田議員。

○7番（平田勝章君）先ほど今住民課長から説明をいただきましたけども、なかなかそのプライバシーの観点からっていうふうに言われるとなかなか難しい問題なんですけども、先ほどちょっと私がちょっと触れましたけども、家族で例えば子供のサッカーのために移住したとか、そういうような例があるもんですから、逆に生坂村の良いところとか悪いところとかそういうようなところも、多少は聞けたりすると思うんですけども、逆にあれですかね、アンケート、簡単なアンケートで、○×くらいでもってこういうちょっとこういうやつてもらえないかとかそういうようなお願ひというようなことはできないものでしょうか。住民課長でもいいし副村長、よろしいですけど。

○住民課長（眞島弘光君）議長。

○議長（太田譲君）住民課長。

○住民課長（眞島弘光君）それでは平田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどプライバシーの観点ということでご説明いたしましたが、簡単なアンケート等については、ご協力いただける方について、こちらから簡単なアンケート用紙等を作成して、アンケートの方をご協力いただけるのではないかと思いますので、また今後検討させていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君）議長。

○議長（太田譲君）平田議員。

○7番（平田勝章君）なんでえらいくどくど言うかなっていうのは、今実際にですね生坂村人口減少でいろいろなことが先ほどもふれましたけども、なかなかできない状態の中で少しでもね人口減少を抑制できればいいかなっていうようなそういう思いの中で今何とかってしたいなっていうのは一つの方法でありますね、他にでもあればそういうものをですね出し合って何とかですね、人口を生坂により戻したいっていうような思いはあります。

次の質問なんですが、生坂石原団地は合計8棟の若者定住住宅が完成しました。今後の若者定住住宅の新築を目指す今後についてですね、若者定住の進捗についてはさらにを目指すのかあるいは空き家対策として、古民家をリノベーションまたは1人でも住めるアパート形式の集合住宅の建設にこういうものも要望があるんですけども、以前にも建築費用が高くなるようなことから、多目的的建築は先送りされていたと思うんですけども、今後の取り組む計画はどのようにイメージされているかということで、村長にお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは7番平田議員の質問にお答えをいたします。

今後の取り組みの計画についてということでございますが、今後の若者定住移住対策につきましてはまず現在、特定地域づくり事業協同組合の職員や就農者の働き手などが入居できる住宅建設のニーズに対応するために建設コストを抑え、単身者が入居可能なアパート形式の集合住宅の建設を検討しているところでございます。また、空き家になった住宅や所有者がいなくなった土地を安価に提供していただき、その空き家をリノベーションした住宅や所有者がいなくなった土地への若者定住促進住宅の建設も検討していきたいと考えております。そして当村は昨年6月に生坂村ゼロカーボンシティ宣言をさせていただき、今年2月末には2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにするため生坂村脱炭素ロードマップロードマップを策定をいたしました。そのロードマップの中に、空き家対策や移住者受け入れに脱炭素を絡めて持続可能で、個性をもったライフスタイルを享受したい移住者とともに古民家のリノベーションを進めるとありますので、生坂村のゼロカーボンに向けての取り組みも加味しまして若者の定住移住対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。村長に生坂村ゼロカーボンシティ宣言が、昨年6月にされたということで村内をはじめ村外にもまだ実際にはですね事業内容が十分理解されているとは思われません。ぜひわかりやすい内容の説明をお願いしたいと思います。この事業はですね、全国のモデル事業になってもらいたいなっていう思いもあります。この事業を行うことで、全国からですね、このゼロカーボンについての関心のある人はこういう事業に参加されていると思いますし、結果として移住にも繋がると思います。この今後の予定や宣伝方法などを含めての考えについて今、村長どのようにお考えですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番平田議員の質問にお答えをいたします。

脱炭素ロードマップが2月末に策定ができまして2月17日に環境省の脱炭素先行地域づくり事業に申請をしたところでございます。その計画内容はそれぞれしっかりとできておりますので、また議員の皆さんにもお示しをしたいと思いますし、採択の可否によって今後の事業進展が大きく左右されるところでございます。そういう中で、当然、脱炭素カーボンニュートラルゼロカーボンいろいろな言い方がありますが、全国的な問題、世界的な問題でございまして、全国に関心の高い方は大勢いらっしゃると思いますので、当村がこの中山間地域のモデルとなるようなそういう脱炭素社会に向けての事業がいろいろできれば、全国から相当の関心が持たれると私も考えております。そういう中で、全国的なモデルになるよう、今後も議会の皆さん村民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら進めていきたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君）　この事業は本当にもう初めに手をつけたもんですから本当にモデルになるべきやっぱり総力を挙げて、せっかくですのでね、議会もそうだろうし、先ほど村長の話ですが、住民みんながみんなで協力してできればいいなと思います。

次の質問にいたします。2019年3月議会で同僚議員の質問にもありましたが、当村は他の町村に先駆けて、子育て支援など様々な対策を打ち出しておりますが、村内村外のアピールが足りないのではないかとそういう質問に対して大好き隊を1名から2名に増員して情報発信していくとの回答がありました。情報発信の効果と今後考えられる情報発信内容、方法などはどのように考えておられますかということで村長にお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君）　議長。

○議長（太田譲君）　村長。

○村長（藤澤泰彦君）　それでは、7番平田議員の質問にお答えをいたします。

今後の発信内容と方法などについてということでございますが、ご質問にありますとおり、現在の主な村の情報媒体でございます。広報誌やホームページ、ICN以外でも村外や若者世代への発信方法としてSNS等による情報発信の充実は必要であると考えているところでございます。また、登録者数やアクセス数を増加させるためには定期的な情報更新や関心を持っていただける内容としていくことが重要であると思います。

令和5年度からは今1名に減っておりましたいきさか大好き隊員を、また2名体制に増員をして情報発信の充実を図っていきたいと考えております。情報発信の手法としましては、既存のSNSでの村の発信ツールであるLINEやFacebook等の見直しを行い、行政情報や内容拡充を行う他、隊員業務のスキル向上のための研修等も計画をしていきたいと考えております。

また、今年度の元気づくり支援金事業によりまして、「来て、見て、触って、やってみて。生坂リノベーション塾」において生坂村へのアクセス方法や紹介、そして現在移住された方の生坂村での生活の紹介と子育て支援事業の内容、住まいの探し方、働く場所、移住者への補助金の内容などを27ページにわたり紹介しておりますパンフレットを作成いたしました。このパンフレットも活用しまして、田舎に移住を考えている方に生坂村をPRするよう進めていきたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君）　議長。

○議長（太田譲君）　平田議員。

○7番（平田勝章君）　情報についてはですね私個人の感想なんですけども、今一番情報発信しているのが村長の情報発信が1番確実で、またブログ読んでもわかりやすく、私としては非常にありがとうございます。ただこれだけ村長に内容としては、村長だけに頼っていいのかなっていうようなそういう今思ひがあります。その中で今先ほど村長の中でいろいろに展開していくということでございましたけども、先ほどの回答では新規のパンフレットに生坂村の生活の紹介や子育て支援事業の内容、住まいの探し方とか働く場所、移住者の補助金の内容などの27ページにわたって紹介されているということでしたが、ぜひですね、これらについて、今の説明もですねもうちょっと具体的に村内の人たちもわかりやすく常会長を通じてでもいいですね、そんなことからもうちょっと具体的なことで、村長にちょっと再度聞きたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君）　議長。

○議長（太田譲君）　村長。

○村長（藤澤泰彦君）　はい7番平田議員の質問にお答えをいたします。

情報発信は村外に情報発信する場合が多いわけでございますが、村内の方は25日の全戸配布でお知らせをしたり、いろいろな情報媒体ございます、そういうところで具体的にお知らせしているのが一番多いパターンかと思います。そういうなか、区長会議、また常会長会議もございますし、どのような情報の伝え方がいいのか、そちらの方も検討させていただきながら協議をして村民の皆さんになるべくわかるような情報発信に努めていきたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい、ありがとうございました。次の質問に移りたいと思います。

新型コロナ感染症によって千葉県などの都市との農業体験ツアーの交流は一時中断となっていましたが、今年に入りコロナ感染症も減少傾向になりつつあります。他の市町村や企業などもいろいろのイベントや、今までできなかった事業なども再開している動きがあります。都市との交流人口を増やすことが人口増にも繋がることとなります。また当村における最大イベントの赤とんぼフェスティバルなども行われることは村の活性化にも繋がりますので、令和5年度は実施できることを期待したいと思います。

そこで質問させていただきます。新型コロナ感染症はウイルスの型を変えながら3年が過ぎ、今のところは下火になりつつあります。当村においては春の田植えや秋の収穫体験などの再開が望まれますが、今後の見通しについて村長に質問をいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番平田議員の質問にお答えをいたします。

農業探検ツアーの今後の見通しについてということでございますが、平田議員ご指摘の農業体験ツアーにつきましては、平成18年度より観光協会で主催され開始され春は田植えや山菜狩り、秋は稲刈りや野菜の収穫、ぶどう狩りなど農作業を通じた都市住民と村民の皆さんとの交流と情報発信を目的に1泊2日の日程で実施をしてまいりました。平成20年度からは夏のツアーも加えて季節を通して農業体験を進めてきたところでございます。ツアー実施に当たっては、田んぼや畠の管理作業からそば打ちなどの各種体験、食事や交流会の受け入れなど多くの団体や個人農家の方、区の皆さん等、多くの方々からご理解とご協力をいただきそのおかげをもちまして、令和元年度までの14年間継続して開催してきたところでございます。ツアー参加者も体験メニューごとに多少の参加者のばらつきがございましたが参加者の多くはリピーターで参加者ご自身のご家族やご友人を紹介いただくなど、口コミによる参加者が多くおいでになった状況でございます。

こうした中、4年ぶりの開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、これまでのメニューを基本に、季節を通して生坂村の魅力を存分に体験できるツアーとして企画し、実施したいと考えております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。次の質問に行きたいと思います。

農業体験ツアーは、都会から子供を連れた家族などが農業体験ツアーに来られ、地域の人たちの交流を楽しみながら農業体験をすることで学ぶことが多いと思います。しかし近年は参加者の人数が減少傾向になっていたと思います。できれば地元の子供たちやその親も一緒に参加させていただいて農業体験ツアーの良いところを感じてもらいたいと思います。地元の子供やその親は

昔と違う農業経験がなく、農業を通していろいろなことを学んでほしいと思います。再開にあたっては内容の見直しや参加費の補助も含めて検討しなければいけないと思います。再開にあたり、事業内容などの見直しの考えについて振興課長にお聞きしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）　振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 7番平田議員のご質問にお答えをいたします。

平田議員ご指摘のとおりこれまで農業体験ツアーを開催する中で、参加者数が減少する傾向も見られておりますが、農業体験の内容が季節ごとに異なりますので、体験メニューの違いによるものや先ほど述べましたリピーターの参加者が多いことも要因の一つと考えられます。これまでにも魅力あるツアーを目指して体験メニューの見直しなど実施してまいりましたが、やはり都市部など県外にお住まいの方への誘客PRが難しい状況でした。平田議員ご指摘のとおり今後参加者数を伸ばしていくためには体験メニューや参加費募集対象など、様々な方策について検討が必要であると考えます。

こうした中現在、農林水産省によります農山漁村振興交付金の農山漁村発イノベーション推進整備事業農泊推進型への事業導入に向けまして現在準備を進めているところでございます。この事業では農泊の運営主体に対してソフト、ハードの一体的な支援を行うこととされておりまして村営やまなみ荘を、農泊の拠点とした農業と観光等村の魅力を満載した体験プログラムの研究や開発、農泊ツアーの商品化などのソフト面の取り組みについて、令和5年度、令和6年度の事業導入を目指しているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君）議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君）　はい。一つお聞きしますが今までではですね、令和2年3年4年ですかね、その3年間については、山村活性化事業で3年間やってきたと思いますが、今度のこの農山漁村発イノベーション推進整備事業農泊推進型っていうのは、これについては何年間でできるかどうかです。また何かあの内容についても標津町とか他のことなんかにもできるのかどうかその辺もちょっとお聞きしたいと思いますが。

○振興課長（中山茂也君）議長。

○議長（太田譲君）　　振興課長。

○振興課長（中山茂也君） はい、ご質問にお答えをいたします。

この農泊事業でございますが、令和5年度、6年度の2ヶ年の導入を計画をしております。事業につきましては地域が一体となって取り組むための体制整備、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツを磨き上げ、古民家や廃屋等を活用した滞在施設の整備への支援を行っているという事業でございます。こういった農泊に取り組む地域が効率的かつ効果的に事業を推進できるよう支援をするものというものです。またこの事業の中身につきましては、現在担当の方と詰めておりますが、申請の手続きをしているところでございます。この細かな事業につきましては、またご説明等も差し上げたいと思っております。以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君）議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） まだしっかり煮詰まっていないということですのでそれ以上に質問はしないこととしておきます。時間もちょっと迫ってますので次の質問をしたいと思います。

村の最大イベントであります赤とんぼフェスティバルは新型コロナウイルス感染症によって中止となり3年が過ぎましたけども、今後実施するための予算内容やイベント内容、その他の検討について振興課長に質問いたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 7番平田議員のご質問にお答えをいたします。

赤とんぼフェスティバルでございますが、ご承知のとおりメインステージでの各種発表や各種企業・団体・区などたくさんのブース出展が行われる村最大のイベントでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度、3年度、4年度は中止とさせていただきました。中止の判断に当たっては、赤とんぼフェスティバル実行委員区長合同会議を開催し事務局から感染対策を徹底した上で、例年どおり開催、または規模を縮小し、内容見直しの上開催、または開催の見送りの三つの案の提案と周辺自治体での催事花火大会等の状況について説明した後出席者皆様のご意見を伺いました。いただきましたご意見には、イベントを開催しないと村が活性化しない、などのご意見や子供たちにステージ発表をさせてあげたいといった声が聞かれる中、ご意見の多くは収束の見通しが立っていない、飲食や入場者などの制限をしても密は避けられない、制限のあるイベントは楽しくないなど、開催を見送った方が良いとの意見であり、中止を決定したところでございます。こうした中今年に入りまして、新型コロナウイルス感染症は感染者数を減少し国でも5月には感染症の分類を5類へ見直しされるなど、今年度は4年ぶりの開催が認めるのでは事務局としても今後の状況に期待しているところでございます。

平田議員ご指摘の、今後実施するための予算内容とイベント内容の考え方についてでございますが、内容としましては、保育園児や小中学生、村民、地域の団体企業が一堂に会す貴重な機会でございますので、ステージ発表、ブース出展、花火などこれまでと大きく変えずに考えておりますが今後の動向によります若干の制限や見直しも考えられますので、詳細につきましては、赤とんぼフェスティバル実行委員区長合同会議により協議されてまいるかと思います。予算につきましては観光協会への補助金として、例年予算計上しております、令和5年度につきましても、赤とんぼフェスティバル関係経費で例年同額の430万円、収穫祝いの花火大会ふるさと花火納税分500万円を計上し、予定をしているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 赤とんぼフェスティバルについてはですね、今までその花火でもって当事者から1000万円でしたっけね最初はね、そういうので花火で生坂を活気づけるじゃないかというようなことで、その思いもあってやられたと思うんですが、中にはですね、花火を少し縮小して他に回してやつたらいいかというようなそういう実際にはそういう意見もあります。またそのステージの内容だとかそういうものもですね、これからについて区長会、それから区長もまた新たに変わります。またそういう中でですね、何とか村を盛り上げるっていうとにかくそのテーマでいろんなことをね、前に進むような方向でみんなに考えてもらいたいと思いますが、村長、その観光協会の会長ということですので、今年度について思いを村長として一言お願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番平田議員のご質問にお答えをいたします。

赤とんぼフェスティバル、令和2年3年4年と3年新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりまして、その都度赤とんぼフェスティバル実行委員区長合同会議で協議をさせていただきました。

振興課長答えたとおりでございまして、来年度は5月に5類に移行しますので動向を注視して開催の方向で検討していければと考えているところでございます。

それにはまた赤とんぼフェスティバル実行委員区長合同会議で検討協議をしていただいて今までの内容をどのようにかえていくのかいろいろなご意見もございますと思ひますし、いろいろな方法もございますので、しっかりその会議で協議をさせていただいて、村民の皆さんのが喜んでいただけるような、また来場者の皆さんのが喜んでいただけるような村内で一番大きなイベントでございますので成功させたいとそのように考えております。それで村を盛り上げていきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） すいません。はい、ありがとうございます。

今回の質問はですね人口減少がいろいろ様々と影響しているわけですけども、それを少しでも食い止めるにはどうすればいいかとその中には今の都市交流であったり、それからそういう一つのね、村の最大イベントの赤とんぼとかこういうようなものをやってですね、少しでも生坂村を外に、また内側にも内部にもですね、見てもらって少しでもそういうものをですね、生坂村のいい方向に見ていただいて人口減少を少しでも食い止めることができればいいなっていうような思いで一般質問しました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。

再開は13時とします。

---

休憩 午前 11時50分

再開 午前 13時00分

---

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き一般質問を行います。次に4番望月議員。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回はデイサービスセンター「はるかぜ」の今後の運営について2点ほど質問いたします。認知症対応型通所介護施設「はるかぜ」は、現在週月水金の3日間しか運営していません。令和5年度の予算も前年に比べ半分ほどに減額になっています。利用者は、月曜日は3名、水は2名、金は3名で延べにすれば8名ですが、登録者は5名ということだから、ダブってきてる人もいるということです。やはり家庭での介護は大変で、特別養護老人ホームや介護施設へ入居してしまうようです。

「はるかぜ」は開所から12年を経過した今、運営の危機に直面しています。経済的な理由も大事ですが、何よりこれだけの施設がこんなに閑散としているのはほっておけません。私は開所直後に見学に訪れ、その数年後にボランティアで仲間と寸劇を披露しました。そのときの和やかな雰囲気と賑わいがすっかり気に入ってしまい、家へ帰ってから家人に私が認知症になつたら迷わず「はるかぜ」に連れて行ってくれと言つたのを覚えています。

空いている曜日を活用するために社協と役場とで協議を重ねていると、私は認識していますが、現在どんな意見が交わされているのか、具体的な案は出しているのか、これが最初の質問です。よろしくお願ひします。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） それでは4番望月議員のご質問にお答えをさせていただきます。

社協との協議においてどのような意見が交わされ、具体的な案は出たのかというご質問でございますが、「はるかぜ」の利用、運営状況は、議員がおっしゃるとおり最近の利用者は減少しておりますし、令和4年8月以降は5名の利用で利用者ごとの日数の合計につきましては月に32日から40日の間で推移しております。

令和3年3月の13名以降徐々に減少してきており1年間で半数以下に落ちております。

施設の収支改善に向けた検討につきましては、令和3年度から始めておりまして毎月社協と健康福祉課で情報交換をしております打ち合わせにおきましても、令和2年10月以降その2年前と比較すると利用率が半分に落ちてきている状況が続き、利用者の掘り起こしをどう図るかなどの検討をしてまいりました。しかし利用者は増えず、やむなく1日あたりの稼働率を上げ、経費の削減を図るため令和3年10月から火曜日を、令和4年1月から火曜日と木曜日を休業にして運営をしております。

令和4年5月には新たに副村長との検討会を設け村全体の介護保険利用者の状況を確認し新規利用の予定がないことや、掘り起こしが難しい点を確認して利用していない日の活用や施設の形態やあり方についても見直しの検討をしております。「はるかぜ」については福祉の施設として建設したものであるため、できるだけ福祉関連の施設として運用したい思いがありまして、障害者、また児童等の施設などへの転換や複合施設として運用も含めましていろいろ案は出ましたが、施設の改修が必要な案や経費が多くなり施設として運営できるかどうか不明な点など利用者が確保でき、事業として成り立つことができるかが課題となっております。

また認知症対応型通所介護施設を地域密着型通所介護施設に変更いたしまして認知症の看板を外して認知症も含め少人数の方が良い利用者を中心に運営するなどの案も出ておりまして、これにつきましては地元の意向なども確認しながら進めてまいりたいと思います。

休館日の活用につきましては緊急宿泊機能を維持する必要はございますが、利用者がいない時間帯であれば違うサービスの提供は可能ということありますので、元気塾やおとこ塾などの会場として介護予防、フレイル予防対策などに使っていきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 答弁によると、利用者が少なくなったときに、その掘り起こしを検討したがうまくいかなかった。そこで1日の稼働率を上げ、経費削減のため火木を休業とした。それはよくわかりました。通告書にも書きましたが、高齢になると通所介護はどうしても敬遠されて

しますよね。様々な意見や案が検討されているようですが、答弁書を読んでみてちょっと気になりますことがあります。そこで健康福祉課長に確認の再質問です。

施設全体の運営を変えるのか、休館日だけの利用方法を考えるのか、まだ検討中ということなんでしょうか。休館日が生じてからもう1年以上経っているので、もうどちらかに決めてその方向に進むべきだと思うのですが、答弁をお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） それではお答えをさせていただきます。

「はるかぜ」の施設全体の運営を変え得るのか、休館日の運用を考えるのかということでございますが、先ほど申しました認知症施設という看板を外すという部分におきましては、施設のサービス自体を変えるわけではなく、あくまでもデイサービスとして運用していきたいというふうには考えております。それがベースとなって考えていきたいというふうに考えております。その上で休館日をどうするかということ、これを充実させていきたいということで今検討しているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） それでは休館日の活用を今後検討していくことでいいかと納得しました。実は今回ちょっと下調べをしたときに、社協の関係者の方から、まだはっきりと決まったわけではないけど、今の運営はそのまま続け、休館日の活用を何か考えるという方向でいくと思うよ、全体の運用はその過程で考えていくのではないか、という情報をいただきました。二つ目の質問は、そこから出た発想であり、提案でございます。

二つ目の質問に移ります。ある日の談話室に「山彦」のことなんですが、日頃抱えている不安や愚痴を気楽に話せるところが欲しい、という相談が持ち込まれました。その日集まった人と悩みや愚痴を共有してお喋りをしたり、コーヒーを飲んだり、歌を歌ったり、手芸の得意な人がいたら教わったりして元気になって、明日の活力に繋げたい、ゆっくり話を聞いているうちにそういうことだと得心しました。村の中にはいろいろな集まりや場所もありますが、やはり入りにくかったり、話しづらいというのが現状ではないかと思います。

「はるかぜ」の空いている日を、そういう人たちのために開放したらと思うのですが、どう思われましょうか。老若男女問わず、例えば「みんな元気？困ってたらおいでよ」みたいな、また地元の住民が建物の裏の畠で野菜を栽培したり、施設を利用するはどうかという意見もありました。地域を特定した利用は可能なのかなと思いました。ぜひ考え方を聞かせてください。よろしくお願ひします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、4番望月議員の質問にお答えをいたします。

はるかぜの休館日や畠の利用についてというご質問でございますが、望月議員からいくつかご提案がありましたが、休館日に施設を貸し出すことにつきましては先ほど健康福祉課長が答弁したように現在検討をしております。社協の職員からもいくつか提案がありまして、ボランティアやサークルの拠点、ホールを利用してヨガ、体操教室、カルチャースクールの会場、社協で行っていますスマホ予備校の会場、eスポーツの拠点、陶芸・絵画など創作の拠点やギャラリー、村民を講師に招いた畠の貸し出し、Wi-Fi環境を整備したテレワーク拠点として貸し出すなど

いろいろ検討しておりますが、すぐにできる事業やできない事業もあるところでございます。当面は村民の皆さん気が軽く使える施設として開放し、需要により施設の整備等を考えてみたいと思います。

施設の開放により、普段あまり家から出ない方なども使ってもらえば違うサービスに繋がっていくと考えております。裏の畠での野菜栽培は以前はボランティアの方々と一緒に栽培をしてまいりましたが、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で社協職員が除草作業をしていただけでございますので、今後、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたら、畠の利用についても、どのような事業ができるか検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

来年度は社協でもコーヒーなどを提供して村民の方が交流する場として開放することも考えておりますし、健康福祉課で行っております介護者リフレッシュ事業を社協に委託し、デイサービスと連携して、介護者の日程を調整し、交流していただく場としての利用やスマートフォン等の教室も実施するように社協と調整しているところでございます。

また、相談窓口として、障害者総合相談支援センターを社協に委託する予定として、来年度の予算を計上しておりますが、その相談場所として、「はるかぜ」の利用も考えているところでございます。このように、「はるかぜ」の今後の利用につきましては、社会福祉協議会と副村長、健康福祉課と定期的に検討を進めていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） ただいまの村長の答弁を聞いて、村長も空いてる日を有効に使っていく方に考え方を持っていらっしゃるというふうに受け取りました。答弁に様々な提案が出ています。いろんな目的を持った教室とか講座とかそういう話も出ていますが、私はあえて目的を持たない集まりもいいんじゃないかと思ったのです。例えば、行けば誰かがいておしゃべりができる、買い物に行きたいんだけど子供を預かってくれたら助かる、もしそこに若い人がいたら、スマホのちょっとわからないことも聞ける、それと答弁にもありました、介護者のリフレッシュ事業の人たちにも参加してもらえば貴重な意見も聞けると思います。大好き隊の人も覗いてくれたらと思います。会の世話役的な人が必要ですが、探せばきっといます。休館日を村民のために、というならぜひこの提案、前向きに考えてみてください。送迎とか経費はスタートとなれば得られると思います。そして、「はるかぜ」にふさわしい活用を1日も早く遂行していただくことを願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（太田譲君） 次に、2番藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 2番藤澤幸恵です。

通告に基づき質問いたします。

今回は、村公式LINEの有効活用についてと、子供の居場所について質問いたします。初めに、村公式LINEの有効活用についてです。

行政は住民の皆さんに届けたい情報がたくさんあると思います。情報発信の方法として、広報、ホームページ、Facebook、またICNなどが活用されていますが特に若い世代の住民に届いていないと感じました。私達議員も住民の議会離れなどが課題で、いろいろな方法を模索しているところです。

先日ふと生坂村には公式L I N Eアカウントがあるのかなと思いホームページを覗いて見たらありましたが、そこからラインアプリに繋がることはなく、L I N Eアプリから検索することも思いつかなかつたということがありました。私を含め、子育て世代のほとんどが仕事や育児に追われ、ゆっくり時間をとって物を読む、見るということが難しいです。PTAや保護者会でも情報伝達のためにL I N Eが一番多く活用されるようになったと感じています。その方法が一番伝わるからだと考えます。

現在村の公式L I N Eは、運用がされていないようですが、ソーシャルメディアの中でも最も利用率が高いL I N Eを有効活用することが望ましいと考えますが、どうお考えか、お答えください。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 2番藤澤議員の村公式L I N Eの有効活用についてのお尋ねに答弁を申し上げます。

村の情報発信につきましては、議員がおっしゃられたようにいくつかの媒体を活用し、行ってきているところでございます。情報発信の方法につきましては生坂村有線テレビジョン番組審議会情報発信委員会におきましても村が進めておりゼロカーボンへの取り組みに繋がるそいういった観点からも紙媒体での情報発信を減らすためS NSの活用について進めるよう、ご意見をいただいているところでございます。

現在はL I N Eも含め、村でのS NS活用による情報発信は、村長の毎日の情報発信、生涯学習施設「たんぽぽ」でのTwitter、子育て支援センター「なのはな」のInstagram、学校給食センターのInstagramがありますが、行政情報を一元配信をしているものはございません。

広報紙、各チラシなどの紙媒体は村民の皆さんにFacebookやTwitterなど登録された方にお送りするプッシュ型と言われますが、そいうったもの、それからホームページやICNは情報を取りに行く形になるフル形となります。村の多くの皆様に村の情報を届けるためには、できるだけ多くの選択肢が必要でありその一つとして、より多くの方が利用されているL I N Eの活用は有効な方法と考えられます。S NSの場合、それぞれのツールに登録していただくことが必要となりますし、村外の方も含め、不特定多数の方への情報提供も行われます。

検討課題はいくつかありますが、村の情報を村民に届け、そして見てもらうということが重要でありますので、充実した情報発信ができるよう、発信する情報内容やその方法について研究をしてまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

村公式L I N Eの有効活用についてということでございますが、藤澤議員ご指摘の現在の広報、ICN自主放送、全戸配布のときのチラシによる周知につきましては2月に行われました知恵の輪委員会で若年層に向けた広報周知の課題と方法について、健康福祉課から定義があり、協議をしたところでございます。

現状は防災行政無線、ICN自主放送、広報いくさか、ホームページ、各種S NSによる情報発信に努めているところでございますが、村民の皆さんがあら情報をスマートフォン等により取得していただくことは、特に若い世代の皆さんには有効ではないかと考えております。やはり若い

世代の方々には毎月全戸配布しています広報いくさかや各種お知らせを見ないという方がおいでになりますし、防災行政無線もあまり聞かないという方もいるということでございます。

行政としましては、若い皆さんにも村の取り組みや事業、イベントなどに興味を持っていただき、なるべく時間を作つて参画していただきたいと考えておりますので若者が情報を取得しやすい方法によって各種情報を発信することは必要であると考える次第でございます。またラインですとそのお知らせ等に対してコメントをすることもできますから若者の意見等の把握にも結びつけばと考えております。

そのようなことから、3月29日に行います知恵の輪委員会では各部署から生坂村の公式LINEにより発信できるかについて検討協議をし、早期に実現をし、多くの若者に登録をしていただくように取り組んでいきたいと考えております。

以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） はい。私の考えるように行政の方も検討されているということで、とても住民にとってはありがたいと思います。

村では割と村外の方に対する情報発信PRなどが主として行われていましたが、実際住んでいる住民に対しての情報ですかそういったことにLINEを有効活用していただけると良いかと思います。行政が配信する情報は本当にいろんな種類があって、多岐にわたるので全ての情報を受け取ることになると住民側も大変です。

メッセージの送りすぎを防止して、住民が欲しい情報に限つて配信する目的でセグメント配信というものがあります。例えば今行つてゐる「ま・メール」とかですと小学生のとか中学生高校生、議員とかいろいろあってそこを選択して、その情報を発信する人を選ぶ選んで発信をするLINEにもそういった機能があります。それから、またそのリッチメニューっていうようなものもありまして、そのLINEの開いたときに例えば子育て、防災、何ですかね、ごみ捨てとかいろんな情報を簡単に住民が情報をそこをタッチすると得られるというような仕組みもあって、自分が欲しい情報を自ら探せるようになり、ホームページから探つて検索していくよりは早く住民も情報を得られるというメリットもあります。

答弁にもあったように村がこれから進めていくゼロカーボンへの取り組みを持続可能なものにしていくためには、住民の多くの住民の意見や考えを受け取ることも重要と考えます。特に今子育てをしている世代とか、もっと若い世代はそういったことに興味関心を持って行動に移していくことが大事かと考えますので、住民が気軽に質問できるのもLINEのメリットと考えますのでぜひ早期の運用をお願いしたいと思います。それでは次の質問に移ります。

子供の居場所についてです。全国小中学校における不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最高となっています。また、不登校とはならないが、何らかの理由で学校に行くことができない、行きたくないという児童も多いようです。当村においても悩む保護者の声を耳にすることがあります。一つ目の質問として生坂小中学校の不登校の状況について教えていただきたいと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 2番藤澤議員の質問にお答えします。

生坂小中学校の不登校の現状についてご質問いただきました。まず不登校の定義でございますが欠席日数と出席停止、忌引き等の日数の合計により年間30日以上登校しなかった児童生徒のう

ち、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避といった理由を除き何らかの心理的、情緒的、身体的または社会的要因背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況であるものとされております。

議員ご指摘のとおり不登校児童生徒は増えており、文部科学省の令和3年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査では30日以上学校を休んでいる児童生徒については、全国で41万人を超えており、そのうち不登校によるものは24万人を超え、9年連続で増加し、過去最多となっております。本県でも同様の傾向にあり県の心の支援課がまとめている令和3年度不登校の状況によると不登校児童生徒は県内では4,707人と過去最多となっており、そのうち半数程度が90日以上の不登校となっております。不登校となっている要因として小学生では無気力や不安、家庭での親子の関わり方、いじめを除く友人関係を巡る問題の順に多く中学生では無気力や不安、いじめを除く友人関係を巡る問題学業の不振の順に多い状況となっています。

生坂小学校中学校での不登校児童生徒の現状ですが、小学校では児童2名が昨年から30日以上欠席している状況が続いております。うち1名につきましては学校行事等には見学や参加ができる状況と聞いております。また中学校では体調不良などのため30日以上の欠席が1名となっております。こうした不登校児童生徒が社会的に自立していくことを目標に、小中学校では関係者と支援会議で情報共有や支援策を話し合い、タイミングやバランスよく児童生徒や家庭に関わりを続けながら支援を行っておりまます。以上、答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） はいそれでは児童生徒保護者への関わりを続け、支援を行っておるということですが具体的にどのような支援を行っているか教えてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 2番藤澤議員の質問にお答えします。

不登校児童生徒やその保護者への支援についてご質問いただきました。少子高齢化情報化、グローバル化など教育を取り巻く環境が変化するなか、教育課題も多いわけでございますが、議員ご指摘のように不登校児童生徒が増えておりまた不登校の期間が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味もあるといった考え方もある一方、学業の遅れはもとより、進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスクなどもあるため、不登校は取り組まなければならない重要な課題と認識をしております。

議員ご指摘のとおり不登校への支援は、個々の児童生徒の状況に応じた支援と家庭への支援が大きな柱だと考えております。まずは子供の立場から不登校となった背景を理解し、学級担任だけではなく教職員全員で不登校の問題を共有しながら対応していくことが重要と考えます。ご家庭ではお子さんが不登校となった場合不安となることが多いと思われますので、学校と家庭の間の連絡や家庭訪問などを丁寧に行っていくことも必要だと思っております。また学校だけではなく教育委員会事務局、子供子育て支援係、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士といった専門家、医療機関などとも連携し、子供たちが社会的に自立していくことを目標に、個々の児童生徒に合った支援策を検討していく必要があると考えております。先ほど申し上げたとおり生坂小学校や中学校でも不登校となっている児童生徒がいるため関係者と支援会議で情報共有や支援策を話し合いタイミングやバランスよく児童生徒や家庭に関わり続けながら支援を行っております。またこうした支援とともに新たな不登校を生まないという視点に立った取り組みも重要と考えております。

例えば、全ての子供たちに学校で自分の居場所がある学校づくり、タブレットなどのＩＣＴ機器を活用し、1人ひとりの子供が生き生きと学べる授業づくりなど小規模である生坂の小中学校の特色を存分に生かした取り組みも可能ではないかと考えております。なお生坂中学校では4月から平成29年度以来となる特別支援学級を開設する予定ですが、これとあわせ、不登校や教室に入れない生徒を支援するための支援員を新たに配置をする予定としております。

不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうるものであり不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮し、児童生徒の立場に立った支援を方今後も行ってまいります。以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君）議長。

○議長（太田譲君）藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君）はい。それでは再質問です。

一つは不登校の定義、先ほどありましたけれども、その定義には当てはまらないが年間30日以上学校休んでいる児童生徒はいるのか、またそれにその30日に近い欠席をしている児童生徒がいるのかどうか、それから二つ目に答弁の中に特別支援学級開設とありますが、こちらは学習支援的な学級なのかどういった学級なのか教えてください。

○教育長（上條貴春君）議長。

○議長（太田譲君）教育長。

○教育長（上條貴春君）はい。再質問いただきましたのでお答えをいたします。

まず先ほど私、答弁の方で申し上げました不登校の定義に当てはまらない子供たちのいわゆる長期欠席といいますか、その状況でございます。数の方は把握はしてございませんが若干名おるというふうに承知をしております。それから特別支援学級中学校で4月から開設いたします特別支援学級がございますが、学習支援ということじゃなくてあくまでも自情障学級ということで今生坂小学校に設けておる自情障学級の子供が6年生でしてその子が中学校進学するということで中学校に同様の学級を設けるというもので予定しております。以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君）議長。

○議長（太田譲君）藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君）はい、わかりました。それでですね、不登校の子供、不登校または長期休みをしている児童生徒に対して、社会的に自立していくということでいろいろな支援を考えていくということなんですか、学习面の遅れ等いろいろあるとは思うんですが、社会的に自立していくということはどういうことを、自立、社会的に自立していくことと捉えて子供たちを支援していく、していこうと考えているのか、また学校の中に自分の居場所を作るということを考えているようですが、そもそも学校に行くことができない児童生徒に対して学校に居場所を作つてそこがうまく解消されていくのか、それとも家庭学校以外の場所を作るというようなことは子供の支援の中で考えはないのか、お聞かせください。

○教育長（上條貴春君）議長。

○議長（太田譲君）教育長。

○教育長（上條貴春君）はい再質問いただきました。

まず社会的自立の関係でございますが、これ不登校の子供たちに限らずですね、この義務教育の期間ですが卒業した後、例えば進学するとかいう子供もいると思うんですが最終的にはその社会の一員となってこの社会を支えていく人材になっていただきたいというのが、これ不登校の子

供だけではなく全てのやっぱり義務教育で学ばれている子供たちにとってはそういった子供になつていただくことが必要なのかなと思っております。

それから、学校の中での居場所ということでございますが、ちょっと教育委員会の願いとしましてはやはり義務教育の期間における子供たちの居場所、学びの場というやっぱり学校が基本だと思います。学校に通えない子供もおりますが、やはり教育委員会の願いとしてはやはり学校が一番の基本かなと思ってますので、学校とかクラスとか先生とか何か問題があればそういったものを少しでも解消できるような努力をしていく必要があるのかなと考えております。以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） はい。教育委員会の方の考え方わかりました。次の質問です。

少子高齢化、核家族、一人親世帯など子供が育つ家庭環境も様々になりました。私が子供の頃は祖父母が一緒に暮らしていて、学校が終わって家に帰ると母親や祖父母が家にいる、また近所の人との関わりもたくさんある、そういう環境で育った子供が多かったかと思います。今は親にゆとりがなく子供に関わる大人が減っていることで親の負担もとても多くなってきています。子供に向き合える時間的、経済的、精神的余裕がないという状況も見てとることができます。村には日中児童生徒の居場所が、学校、家庭外には今のところございません。子供たちが安心して過ごすことのできる居心地の良い場所が必要だと考えますが、どうお考えですか、村長お願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

子供が安心して過ごせる居場所についてということでございますが、子供の居場所は家でも家庭でもなく居場所と思えるような場所であり、子供の安全安心を守るための最低限のルールを除き、こうあるべきといった固定概念はなく運営者の創意工夫により多様な形で展開でき、人との繋がりや教育、体験の機会を通じて子供の自己肯定感を育み貧困や孤独、孤立の解消、コミュニティの再生などの役割を担うものでございます。代表的なものとしては、子供食堂、学習支援教室、プレーパークといったものがありますが、不登校の児童生徒の居場所としては、フリースクールやフリースペース、教育支援センターいわゆる中間教室といったものがあると承知をしているところでございます。大きな自治体では個人やNPO法人がフリースクールやフリースペースを運営していたり、教育委員会が中間教室を設置し設置している例がございます。

当村ではフリースクールや中間教室といったものはございませんが、当村のような小規模の自治体では、子供の居場所の設置に当たりましては、開設場所、運営する個人や団体、学習支援や子供の見守りを行う支援員、運営費用の確保などの面が課題であると考えております。当村には、議員ご指摘の子供の居場所に近いものとして児童館があると思います。児童館は0歳から18歳未満の子供であれば誰でも自由に利用できる他、のびのびスクールと称して農作業体験や英語の学び、スポーツなど幅広い取り組みを実施しているところでございます。

こうした活動をしている児童館の活用や今後設置予定のこども家庭センターとの連携も視野に入れながら、子供たちの居場所として当村ではどのような対応ができるのかを研究してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） はい。では再質問いたします。

そうですね今答弁にもありましたように生坂村でもし喫緊でできるとすれば、村長おっしゃつたように児童館、それから「なのはな」等も活用ができるのではないかと思います。先ほどの望月議員の質問にもありました「はるかぜ」、そちらも本当に福祉ということ児童福祉ということでそちらも本当に有効に使えるのではないかなど今、先ほどの一般質問を聞いていて感じました。人員の確保だったりそういうことの課題が少しあるかと思いますけれども、親も子供ももう本当に行き場所がなく息が詰まるような思いをして生活しているんだと思います。

また子供にしてみたら本当に行き場所がなくて、こういう小さい村ですからご近所さんの目もあったりあの子学校行かねな、どうしたんだっていうような、そういう言葉をやはりこう聞くと外に出づらいという子供が段々多くなっていってしまうといけないので、その辺は行政から住民の皆さんにも学校だけじゃなくて、こういうところでもいいんだよっていうようなスタンスをぜひ理解していただくように発信というか、そういう考えを取り入れていただいて、まずは今いる児童館のスタッフそれから「はるかぜ」等で利用する他の利用者の方と一緒に接して今は縦横の繋がりしかないですが、ちょっと斜めの繋がりというか、本当にいろんな世代の方と接したりコミュニケーションをとることによって子供が何か楽しいことを見つけたり、無気力になってしまふことでやはり学校になかなか行く力が湧いて出てこないので、そういった何か楽しいことを見つけたりいろんな人の話を聞いたりすることで親も子供も元気になっていただくように、まず今もそういう子供と親がいますので、そこを今いるスタッフと場所をうまく使って本当に春からあの少しずつあの実施できるような形にしたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

小さな村ですので議員言われたような親御さんがいるということは児童館もある程度スタッフ、教育委員会も把握しているかと思います。すぐ春からっていうのも難しいかと思いますが、教育委員会で協議をしていただいて児童館も5年度もしっかり指導員いますので、そういう人たちで力になれることがあると思います。

また「なのはな」も相談体制整えていますので、そちらの方でしっかりと対応できるか協議をしていただいて早期に対応できるような形に進めていくよう教育委員会と話し合っていきたいと思います。以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） はい。そのようにしていただくと本当に子供は今私の子供は元気に行つてますけど、本当にいつ何のきっかけで行きたくないって言い出すか、本当に誰も想像ができないことで、誰にでも起こりうることです。対象になる子供の数が少ないとはいえども本当に予測できないことなので、そういったことになったときにお母さんや子供がここあるわって思える、ちょっとここがあるから大丈夫っていうふうに思えるようなところが本当に必要になってくると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をしたいと思います。再開は2時5分とします。

休憩 午後 1時 53分

再開 午後 2時05分

---

○議長（太田譲君） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

次 3番藤原議員。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） 通告に基づき一般質問をさせていただきます。

人材育成についてと、明文化されている非違行為に対する村の対処方針等についてお伺いいたします。まず、人材育成について、村長は4期16年を経過し、5期目に入っています。がその間、2期連続で教育長は県職員に委ねています。そこで職員に対するアップスキングや村内における人材育成で実施してきた方法、成果はどのようなものがありますか。村長にお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

職員に対するアップスキングや村内における人材育成を実施してきた方法と成果についてといたことでございますが、職員の人材育成につきましては、人材育成方針を平成29年4月に策定をして、この方針に基づき実施をしてきております。実施してまいりました内容は、職場内研修の推進として、職場において職務を通じて行われる研修として、職場の上司、先輩が職場内で仕事をしながら報告、命令などの機会を捉えてその仕事に必要な情報や経験などを教えていく研修でございます。

また職場内研修の実施に必要な情報を積極的に提供し、所属長が職員に日常の職務を通じて、計画的かつ継続的に職務遂行上必要な知識、技能などを習得させております。

職場外研修としましては、本来の職務から離れたところで行う研修であり、知識や技術を一定期間内に集中的に学習をしているところでございます。この研修は長野県市町村職員振興協会研修センター松本広域連合において実施される研修に職員が受講をしているところでございます。

また職場外研修として長野県職員と人事交流を行っておりまして、ここ数年では松本地域振興局に3名、長野県庁へ2名の職員を1年間派遣して研修を行っております。

他にも人事評価制度を実施しており、人材育成型の人事管理を推進していくために職員一人一人の能力、実績を公平公正かつ客観的に評価して人事配置や待遇に反映させるとともに所属長が職員の適性を把握し、的確なアドバイスを与え、職員の意欲の増進を図っていくように対応しております。

成果としましては今年度ではマイナンバーカードの交付率が直近で県下4番目に高い交付率となっておりますし、令和5年1月15日現在の高齢者の新型コロナウイルスワクチンの接種率が、長野県下で一番良い接種率になっているところでございます。また、ここ数年職員の不祥事や事務事業において、村民の皆さんにご迷惑を及ぼすようなミスはないと感じております。

このような結果を出していくには、各職員が目標に向かい、知恵を出し合い、職員間で協力して取り組んだ成果であると考えているところでございます。

次に村内における人材育成についてお答えをいたします。

今までの当村での人材育成についての取り組みにつきましては、平成23年に県の元気づくり支援金事業で生坂大好き塾、地域リーダーを育てる事業として実施をいたしました。事業の内容は10区から2名から3名の方28名、議会議員8名、地区担当職員10名を塾生として松本大学総合経営学部白戸教授を講師として研修会6回と先進地視察を行っております。今までこの事業の塾生から、草尾柿生産組合長や村議会議員および区長として活躍されている方がおいでになります。防災対応につきましては、元気づくり支援金事業の「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業で、令和2年度に各区から9名の方が今年度は4名が防災士養成研修講座を受講して防災士の資格を取得しているところでございます。また、今年度はいくさか未来スクールを5月から7月にかけて4回実施をしております。来年度もこのいくさか未来スクールを計画しておりますので、今後この事業を実施する中で人材育成に繋がればと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） いくつかの事業名を出していただきご報告をいただきました。そのうち地域リーダーを育てる事業、これについては終了の通知もなく塾が雲散霧消したと塾参加者に聞いております。また、ミスがないというだけの状況で、人材育成の成果が上がったと答弁して良いのかちょっと疑問に思うところでございます。

時間がありますので次に総務課長にちょっと確認の質問をさせていただきます。

村長から、県職員との人事交流を実施しているという答弁がありました。この人事交流の費用について、私の記憶では村から県への研修派遣の人物費は村が負担する。これは当然のことだと思います。しかし反対に、県職員が村に派遣される場合はこれも全額村の負担になっていたよう思いますが、今も変わっていないでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 3番藤原議員の県との人事交流にかかる職員の給料についてのお尋ねでございますが、村から県に派遣している職員につきましては、ただいま議員の申し上げたとおりでございます。なお県から村に来ていただいている職員につきましてのお給料は県の方で支払いをしていただいておりますので、その辺は確認をしていただければと思います。以上でございます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。ありがとうございました。私の記憶とはちょっと違っていたということでございますんで、県から来ていただいている方、これについては県の方で給料を払ってくれるということですので、非常にありがたいということだと思います。ただ人事交流の中で、県職員の派遣終了時に、その県職員から生坂村の職員の資質について、どのような部分が県職員に比べ劣っている、あるいは優れていると、こういったような率直な意見交換をされたことはございますでしょうか。村長いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

知恵の輪委員会で、昨年度ですね大平さんとそのような話し合いを1回した記憶がございます。以上答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい、ありがとうございました。そういった経過もあるということでございますが、漏れ聞くところによるとどうも職員の仕事ぶりに、ちょっと不満を漏らした県職員もいらっしゃったようでございますので、再度その辺をつきつめておいていただきたいと思います。

次に、現在、副村長と教育委員に村長のいとこを配置し、その他にも、関係団体などに親戚をつかせています。令和3年6月の一般質問、私の質問ですが、村長の答弁で現在定数は8名になり地区推薦の選挙はではなくなりましたが、地元の皆さんにお世話になり、選挙戦を戦った方がほとんどであったかと思います。そして生坂村は今でも地縁血縁による得票が多いのではと感じておりますと答弁がありました。つまり生坂村の行政は地縁血縁で固め、執行するものだと考えているのか、あるいは中枢にいる人間は地縁血縁者でないと信用できないと考えているのでしょうか。村長お願ひいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えしますが、別に地縁血縁は親戚多いもんですからそのような形にはなっておりますが、適材適所で私は人選をしてきております。そういう形の中で役場にいとこがいるということは事実でございますが、選挙は地縁血縁は重要ではないかと、どのように考えております。以上、答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） ありがとうございました。

人材育成について再度お伺いしたいと思います。今はやりのチャットGPTで検索した結果を申し上げますと次のようになっております。人材育成において一番重要なことは、個人の能力やスキルを最大限に引き出し、発展させるための継続的な学習と成長の機会を提供することです。具体的には、1番、明確な目標設定、職務に必要なスキルや知識、職務内容や業務目標を明確にし、個人の成長に繋がる目標を共有することが重要です。

2番、継続的なフィードバック、定期的なフィードバックを通じ個人が自己評価を行い改善点を見つけスキルアップに繋げる。

3番、資格取得や認定プログラムのサポート、専門的なスキルや知識を身につけるため資格取得や認定プログラムの受講支援を行う。

個人のスキルアップを促進することができる。

モチベーションの維持、業務や職場の状況によってモチベーションが低下してしまうことがあります。そのため個人に適したキャリアアップや報酬、福利厚生などを提供し、モチベーションの維持に努めることが重要です。

5番、チームワークの促進、仕事の現場では個人だけでなく、チーム全体のパフォーマンスが求められ、そのために協調性やチームワークを促進するトレーニングやプログラムを提供することでチーム全体の成長に繋げることができますとあります。

これらの取り組みを通じて従業員の能力やスキルを最大限に引き出すようにということでございました。確かにこれ読みますと論理的で欠点は見つからないように思います。生坂村のような小さな行政組織においては、専門職を養成する余裕はないと思われますが、モチベーションを上げるためには、確か特昇財源というものがあるはずです。こういったものを活用をされることを希望するものであります。

また、村長は職員を叱責することがたまにある。これは私も村長室で声を荒げた叱責を受けたことを覚えています。このときは村長室でしたので我慢をしましたが、人前で行ったことはありませんか。これもチャットGPTを検索しますと、人前で部下を叱責することは人材育成にとって有用ではありませんとはっきり書いてあります。人前で叱責することは部下を恥ずかしく思わせ、不安や不快感を与える可能性がある、その後の仕事のパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。成長の観点からは望ましくないと。また叱責することは部下との関係を悪化させる可能性がある。部下は上司からの批判を受けた場合、上司に対する反感を持つことがあります。コミュニケーションの信頼の構築が妨げられることがあると、部下が上司に相談することをためらうようになり、問題が解決されないままになる可能性がある。

代わりにフィードバックのプロセスが重要ですと、上司は部下に対してフィードバックを提供し、業務の改善点を指摘することができます。フィードバックは具体的で建設的である必要があります。上司は部下がどのように改善すべきかを示し、具体的なアドバイスを提供することが重要です。このように上司と部下のコミュニケーションが改善され部下が成長することを期待するというものでした。

村長の答弁にも部下に上司が仕事内容等を説明をしたり、知識を持たせると、こういった部分がございましたけれども、そのときにですね、フィードバックこの仕事についてはこういうことが必要だ、このことが検証する必要があるといったことを指示指導していく必要があるのではないかでしょうか。こういったことが部下の成長に繋がると考えますが、村長いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 今ご指摘いただきました内容につきまして、また勉強をしながら進めていきたいと思います。以上答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。勉強してくださるということで、チャットGPTは非常に一つずつの項目を調べるよりも連続して回答をしてもらえますので、皆さん活用は非常に重要ではないか。ただその内容について読み返す必要があるとこのように考えております。

最初に県職に2期続けて教育長をお願いしていると申し上げましたが、私の思いとしては鈴木北海道知事のように夕張市に出向、その後市長、そして現職の知事になったと、こういったような人材を県から引っ張ってきてもらえるのではないかと、期待していました。また生坂村には人材がないのかということを考えるときに、私が教育長のとき生坂村の出身でいくつかの赴任地で非常に評判が良く、教育行政の未来を託せると私が考えた人物に管理職キャリアを積んでもらうため相当な努力をしたつもりです。このことは村長のいとこの方もご存知です。ですが、その方はやりたいことがあると村を転出してしまいました。村長はその方を引き止めることができま

せんでした。人材がいないのではなく、育て引き上げることができないのではないか、あるいは政敵となりそうな人物をあえて登用しなかった、こんなことはないとは思いますが、もう一度出身者等の人材を見回していただき、村政を運営していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 私の同級生の話だと思いますが、私も電話して何度かお願ひした経過はございます。どうしてもやりたい仕事があるということで東京の友人を手伝って、今もいると思いますが私も本当は、なっていただければありがたかったなと思っておりますが、なかなか個人の希望もありますんで、そういうわけにはいきませんでした。いろいろな人材生坂村にもおいでになりますんで、またそこら辺も適材適所で登用できれば登用していきたいと考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい5期目に入ったばかりですので、そういった部分も含めてこれから村政運営をお願いしたいと思います。

次に明文化されている非違行為に対する村の対処方針についてお伺いいたします。今回の生坂村議会議員の非違行為は当然社会的に非難されるべき行為です。生坂村職員には平成12年に人事院が出した懲戒処分等に関する指針をもとに、全国の自治体と同様の指針が規定されています。指針の酒気帯び運転には免職または停職とあり、処分は課長以上による懲戒処分等審議会で調査するとあります。同様の事例で免職された公務員の処分が取り消された判決もあるように、難しい処分になると思います。

村としては、免職停職の基準はありますか。村長への質問としてありますが、審議会の委員長が副村長ということもありますので、副村長への質問とさせていただきます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは3番藤原議員の酒気帯び運転の免職停職の基準についての方からお答えをさせていただきます。

生坂村職員の懲戒処分に関する指針は、平成19年4月1日から施行されています。これは藤原議員が総務課長のときに作られて私も一緒にその時総務係長だったということでよく覚えております。藤原議員ご指摘のようにこの指針で第4条第4項に交通事故、交通違反、交通法規違反関係について定められており、第1号で飲酒運転での交通事故等で、アとして酒酔い運転をした職員は免職とするとなっております。また、第3号で交通法規違反のアとして、酒酔い運転をした職員は、免職または停職とする。この場合において物の損壊に関わる交通事故を起こして、その後に危険防止を怠った等の措置義務違反をした職員についても同様とする。また注意書きといたしまして、処分を行う際に処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上、判断するとなっております。

また、第4号の1号から3号までに規定する交通事故もしくは、交通違反をした職員は別記様式により速やかに所属長に報告し、所属長は総務課長を通じて速やかに任命権者に報告しなければならないと規定をされております。酒気帯び運転の度合いによる免職および定職についての基準

の定めはない状況でございますが、判断としては注意書きで処分を行う上に際しては過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上、判断するとなっており、交通法規違反をした職員は、別記様式により速やかに所属長に報告し所属長は総務課長を通して速やかに任命権者に報告しなければならないとされておりますので、提出された報告状況により、第6条第1項に本指針に基づき、適正な懲戒処分を行うために生坂村職員の懲戒処分と審査委員会を置き、委員会は必要があると認めたときは、本人および関係者から事情を聴取または資料の提示を求めるものとするとされておりますので、当委員会で事情聴取や提出された資料に基づいて飲酒の状況や呼気1リットル中のアルコール濃度等により審査して免職か停職かを判断していくことになります。

また藤原議員ご指摘のように最近では市役所の元職員の男性は5年前に酒を飲んだ状況で車を運転して検挙され、その後、懲戒免職となったことで、市から退職金が支払われるのは不当だとして、処分取り消しを求めた裁判で、最高裁判所が市からの上告を退ける決定をし男性の訴えを認め、処分を取り消した判決の確定例等がありますので、懲戒処分を審査するに際し、状況を確認した上で弁護士さんに相談して処分を決めていくことも必要と考えております。以上答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい、ありがとうございました。副村長もチェックをされているようには、これは非常に明文規定があっても処分は難しいというのが現状でございます。そういったようなことを頭にちょっと入れて次の質問に移りたいと思います。

総務課長にお伺いします。この指針の冒頭には職員とありますが、その適用範囲はどこまでありますか、ありましょうか。全ての行政関係者がこのような非違行為を起こさない保証はありません。行政には給与報酬を支給している非正規職員や特別職の公務員もいますので、どこまでが対象になるか教えていただきたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。職員の懲戒処分に関する指針の対象者についてのお尋ねでございます。

職員の懲戒に関する条例は、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続きおよび効果に関し規定することを目的に定められております。またお尋ねの指針におきましても、地方公務員法の規定による処分の種類、方法等が定められております。地方公務員法の適用を受ける職員は同法第4条第1項で一般職に属する全ての職員とされており一般職に属する職員は同法第3条第2項で特別職に属する職以外の一切の職とされています。同条第3項で、特別職に属する職が定められており、本村に關係するところでは就任について、選挙で選ばれる者、村長、議會議員、それから議会の議決、同意によることを必要とする者、副村長、監査委員、教育委員、農業委員等になります。それに加えて、条例等の規定により設けられた委員会、審議会の委員それから消防団員等になります。

したがいまして、お尋ねの指針の対象者は、ただいま申し上げました特別職を除くその他の職員、一般的に正規職員と呼ばれる我々と、会計年度任用職員が対象となるものと理解をしております以上でございます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君）　はいありがとうございました。

今の答弁の中で、選挙で選ばれる者、議会議員、これは対象ではないということが明確に答弁されました。そのこともちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。次の質問に移ります。

先月には生坂村長選挙が実施され、4月には県議会議員の選挙も控えています。そこで選挙管理委員会として公職選挙法で禁止されている戸別訪問とはどのような行為だと考えていますか。公職選挙法で禁止されている戸別訪問について選管の書記長であります総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君）　議長。

○議長（太田譲君）　総務課長。

○総務課長（藤澤正司君）　公職選挙法で禁止されている戸別訪問となる行為についてのお尋ねございます。

公職選挙法における戸別訪問の規定は同法138条で規定されており、第1項で何人も選挙に関し、投票を得もしくは得しめ又は得しめない目的を持って戸別訪問をすることができない、とされています。戸別訪問につきましては、様々な観点から判断がされていますが、一般的には戸別訪問の戸につきましては選挙人の居宅に限られるものではなく勤務先の会社、工場、事務所なども含まれ、訪問とは選挙人の居宅等の中に立ちいることのみが要件ではなく、居宅の門前や庭、居宅等のすぐ外側、相接する畠なども含み、戸に赴くことと考えられます。以上の行為を選挙に際し、選挙に関する動機として投票依頼等の目的を持ってなされることと考えております。

それぞれ個別に状況が決まっておりますので、あくまでも一般的な要件について申し上げましたが、違反かどうかといったその判断は裁判等においてなされるものと承知をしております。以上でございます。

○3番（藤原良司君）　議長。

○議長（太田譲君）　藤原議員。

○3番（藤原良司君）　はい。違反かどうかの判断は裁判においてなされるということで明確な判断は先送りというか横へよけられたということだと思いますが、一昨年12月の議会においては年賀状の件を質問したときには、違法ではないとはっきり答弁された。この感じとはちょっと姿勢が異なるような感じはしますが、今回は関係ございませんので、次にこのような次のような場合にはいかがでしょうか。議会議長選挙についてですが、この件もチャットGPTを活用しました。

公職選挙法が準用される場合、これは自治法46条第1項第4項47条48条68条第1項と準用されない場合があると、一般的に地方自治体の議会議長選挙においては公職選挙法が準用されることが多く、違反した場合には罰則が科せられることがありますと。ただし議会議長選挙においては公職選挙法の規定が全て準用されるわけではなく、地方自治体の条例や議会の定めによる規則によって一部の規定が変更される場合がある。そのため具体的にどのような規定が適用されているかについては、地方自治体の条例や議会の定める規則によって異なります。とあります。

議会議長選挙においては、公職選挙法や地方自治体の条例規則を遵守し、違反しないよう注意する必要がありますと、このようにチャットでかえってきました。

つまり戸別訪問の準用は規定にはありません。ですから違法行為となると直接的には言えません。しかし、2年前の臨時議会直前、現在の正副議長が私の家に来て、全議員5名で話し合い、新しい議会構成で自分たちを正副議長にして若い新人議員を常任委員長にしたいと言ってきま

した。若い議員にも事前に話に行ったという情報が他所から入っております。金銭の授受はありませんが、地位による贈収賄に当たる恐れがあり、私は新人議員の正副議長選挙への意思を抑える行為として公職選挙法違反ではないかと申し上げました。

さらに議会構成案を取りまとめたと思われる最年長の古参議員のもとへ苦情を申しあげに行きました。このような行為は選管書記長としてはお答えができるでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

個別の案件につきまして、今議員の方から、どうかというお尋ねでございますが、今回の具体的な今のお話につきましては、質問通告もございませんでしたし、ただいま私の方から答弁をするだけの知識がございませんので、答弁は控えさせていただきます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。私、明文化されているものでもなかなか判断が難しいと、特にこのように準用が明確に規定されているわけではないような行為について書記長に判断しろというのは確かに難しいものがあるかなと思いますけれども、私は2年前の臨時議会のあの全員協議会の席でも非違行為に当たるのではないかと申し上げましたが、古参議員が大声で私の発言を遮りました。この行為についてはマスコミさんも傍聴しておりましたが、問題となることはありませんでした。

今回の酒気帯び運転は公表された非違行為ということで、議会規則には明文規定のないものでございます。しかし、2回にわたり全協を開催し辞職勧告をしたい、酒気帯び運転をした議員と一緒に議会活動はできないという議員がいました。公表されていない行為には類かむりをして、公表されたことには大きな声で叱責する。このような議会に議員議案審議をしてもらうことは村長していかが考えますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 通告事例にございませんし、私としては考え方を申し上げる気持ちちはございません。以上、答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） 通告は具体的にするものだとは私は思っておりませんので、ないものを答弁しろということはできませんのでそのように考えます。ただ、先ほどの議員の発言のように、このような議会の一員として安穏と議員活動を続けることは私はできません。また私の一身上の都合もありますので、この後この機会に一石を投じるということで辞表を提出し、2年前の行為を告発するものであります。最後に支持をいただいた有権者の負託に応えられなかったことをお詫びして質問を終わらせていただきます。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 以上で本日の日程は全て終了しました。次の本会議は、17日金曜日の午後1時から再開します。

本日はこれにて散会します。起立。礼。

散会 午後 2時 45分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 5年 3月 8日

議長 大田 勝章

署名議員 大田 勝章

署名議員 吉澤 伸迪

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

11日目（3月17日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・議員辞職願の取り扱いについて
- ・追加議案
  - 人事案10件
  - 補正予算案8件
  - 総括質疑
- ・議員発議案
  - 質疑、討論、採決
- ・散会の宣告

・開議	6 P
・議員辞職願の取り扱い	6 P
・追加議案	7 P
・追加議案の提案理由の説明	7 P
・人事案の朗読説明	9 P
・補正予算案の朗読説明	9 P
・総括質疑	12 P
・議員発議	12 P
・質疑・討論・採決	13 P
・散会の宣言	13 P

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会

令和5年3月17日 午後1時00分 再開

## 議 事 日 程 【11日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		議員辞職願の取り扱いについて	
		(追加議案の提出)	
3	発 議 第 1 号	生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	
		質疑・討論・採決	
		散 会	

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会

令和5年3月17日

## 追 加 議 事 日 程

【11日目－追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第24号	生坂村農業委員会委員の任命について	
2	議案第25号	生坂村農業委員会委員の任命について	
3	議案第26号	生坂村農業委員会委員の任命について	
4	議案第27号	生坂村農業委員会委員の任命について	
5	議案第28号	生坂村農業委員会委員の任命について	
6	議案第29号	生坂村農業委員会委員の任命について	
7	議案第30号	生坂村農業委員会委員の任命について	
8	議案第31号	生坂村農業委員会委員の任命について	
9	議案第32号	生坂村農業委員会委員の任命について	
10	議案第33号	生坂村農業委員会委員の任命について	
11	議案第34号	令和4年度生坂村一般会計補正予算【第8号】	
12	議案第35号	令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算【第4号】	
13	議案第36号	令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算 【第2号】	
14	議案第37号	令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算 【第7号】	
15	議案第38号	令和4年度国民健康保険特別会計補正予算【第2号】	

16	議案第39号	令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算 【第4号】	
17	議案第40号	令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算 【第3号】	
18	議案第41号	令和4年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算 【第1号】	
19		総括質疑	

---

出席議員（6名）

2番 藤澤幸恵君	4番 望月典子君
5番 太田譲君	6番 字引文威君
7番 平田勝章君	8番 吉澤弘迪君

---

欠席議員（1名）

3番 藤原良司君

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長 藤澤泰彦君	振興課長 中山茂也君
副村長 牛越宏通君	住民課長 真島弘光君
教育長 上條貴春君	健康福祉課長 松沢昌志君
総務課長 藤澤正司君	教育次長 山本雅一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 藤澤保君 書記 坂爪浩之君

---

開議午後1時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

---

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和5年第1回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、発言者は飛散防止対策として、アクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は配付してあるとおりです。

---

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番藤澤議員、4番望月議員を指名します。

---

◎日程2・議員辞職願の取り扱い

○議長(太田譲君) お諮りします。

3月8日藤原良司議員より、議員辞職願が提出されました。

「議員辞職願の取り扱いについて」を直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって、「議員辞職願の取り扱いについて」を直ちに議題とすることに決定しました。

○議長(太田譲君) 日程2、「議員辞職願の取り扱いについて」を議題としたいと思います。お諮りします。藤原良司議員の議員辞職願を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。  
よって藤原良司議員の辞職を許可することに決定しました。

---

#### ◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。  
お手元に配付してある日程の他に、理事者より提出されております  
議案第24号から議案第33号までの「生坂村農業委員会委員の任命について」  
議案第34号 「令和4年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」  
議案第35号 「令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算（第4号）」  
議案第36号 「令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」  
議案第37号 「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第7号）」  
議案第38号 「令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」  
議案第39号 「令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第4号）」  
議案第40号 「令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」  
議案第41号 「令和4年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」  
の人事案10件、補正予算案8件の、計18件を追加したいと思います。  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって議案第24号から議案第41号までの18件を日程に追加します。  
追加議事日程を配付しますので、しばらくお待ちください。

---

#### ◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは3月定例会の会期中に毎年度お願いをしております今年度の補正予算案などにつきましてご説明をさせていただき、ご審議をお願いするものでございます。

議案の説明につきましては人事案10件、予算案8件の計18件でございます。

議案第24号から議案第33号「生坂村農業委員会委員の任命について」

この議案第24号から33号の人事案につきましては、任期期間が令和5年5月18日から令和8年5月17日までの間の生坂村農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案第34号「令和4年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出4970万1000円を減額し、総額を24億7390万7000円とし、地方債の借入限度額を2410万円減額して繰越明許費の経費を定める補正予算であります。

主な内容は、歳入では減額で村税296万3000円、国庫支出金629万9000円、県支出金945万5000円、繰入金4737万7000円、村債2410万円、寄付金2854万9000円。増額で地方交付税5707万4000円、分担金および負担金521万7000円、諸収入379万3000円としております。

歳出では減額で総務費2786万6000円、民生費1547万3000円、衛生費1353万9000円、農林水産業費694万7000円、商工費386万1000円、土木費557万6000円、教育費739万円。増額で起債の繰上償還を行うために公債費3572万1000円としております。

#### 議案第35号令和4年度「生坂村営バス特別会計補正予算（第4号）」

この予算案は、既定額に歳入歳出80万6000円を増額し、総額を3747万9000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入の増額で繰入金87万3000円、歳出では増額で総務費78万円しております。

#### 議案第36号「令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出174万9000円を減額し、総額を9641万7000円とする補正予算であります。主な内容は歳入の減額で、使用料および手数料834万円。増額で繰入金635万900円。歳出では減額で経営管理費174万9000円としております。

#### 議案第37号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第7号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出858万5000円を減額し、総額を1億9715万1000円とし、地方債の借入限度額を510万円減額して、繰越明許費の経費を定める補正予算であります。

主な内容は、歳入の増額で使用料および手数料168万3000円。減額で繰入金334万円、村債510万円とし、歳出では減額で経営管理費90万7000円、建設改良費767万9000円としております。

#### 議案第38号「令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出3799万3000円を減額し、総額を2億2917万2000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の減額で国民健康保険税217万6000円、県支出金3836万3000円。増額で繰越金149万7000円、諸収入166万6000円とし、歳出では減額で保険給付費3902万8000円。増額で諸支出金154万3000円としております。

#### 議案第39号「令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第4号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出160万7000円を減額し、総額を1億54万6000円とし、地方債の借入限度額を220万円減額する補正予算であります。

主な内容は、歳入の増額で、使用料および手数料99万3000円。減額で村債220万円とし、歳出では減額で農業集落排水事業費45万円、経営管理費115万7000円としております。

#### 議案第40号「令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額に歳入歳出1378万9000円を増額し、総額を3億3738万5000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の増額で介護保険料194万1000円、国庫支出金1137万3000円、県支出金198万3000円。減額で支払基金交付金117万5000円、繰入金33万3000円とし、歳出では増額で保険給付費1165万6000円、地域支援事業235万7000円としております。

#### 議案第41号「令和年4度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出236万5000円を減額し、総額を2903万5000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入の減額で後期高齢者医療保険料145万2000円、繰入金85万200円とし、歳出では減額で、後期高齢者医療広域連合納付金238万8000円としております。

以上の議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（太田譲君） 提案理由の説明が終わりました。

---

◎追加日程 1～10・議案第24号～33号

○議長(太田譲君) お諮りします。

追加日程1、議案第24号から、追加日程10、議案第33号「生坂村農業委員会委員の任命について」の10件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、議案第24号から議案第33号までの10件を一括議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎追加日程11・議案第34号

○議長(太田譲君) 追加日程11、議案第34号「令和4年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとりたいと思います。

再開は14時10分とします。

---

休憩 午後 2時 00分

再開 午後 2時10分

---

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。  
○議長(太田譲君) 健康福祉課長。  
○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○振興課長(中山茂也君) 議長。  
○議長(太田譲君) 振興課長。  
○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○教育次長(山本雅一君) 議長。  
○議長(太田譲君) 教育次長。  
教育次長(山本雅一君) (教育次長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎追加日程12・議案第35号

○議長(太田譲君) 追加日程12、議案第35号「令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算（第4号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。  
○議長(太田譲君) 総務課長。  
○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎追加日程13・議案第36号

○議長(太田譲君) 追加日程13、議案第36号「令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。  
○議長(太田譲君) 住民課長。  
○住民課長(眞島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎追加日程14・議案第37号

○議長(太田譲君) 追加日程14、議案第37号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第7号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開は15時25分とします。

---

休憩 午後 3時 16分

再開 午後 3時25分

---

◎追加日程15・議案第38号

○議長(太田譲君) 再開します。追加日程15、議案第38号「令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎追加日程16・議案第39号

○議長(太田譲君) 追加日程16、議案第39号「令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第4号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明を終わります。

---

◎追加日程17・議案第40号

○議長(太田譲君) 追加日程17、議案第40号「令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明を終わります。

---

◎追加日程18・議案第41号

○議長(太田譲君) 追加日程18、議案第41号「令和4年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長

○議長(太田譲君) 住民課長

○住民課長(眞島弘光君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎追加日程19・総括質疑

○議長(太田譲君) 追加日程19、これより総括質疑に入ります。

追加日程1、議案第24号から追加日程18、議案第41号までの人事案10件、補正予算案8件について総括質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認め、総括質疑を終結します。

---

◎日程3・「生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」

○議長(太田譲君) お諮りします。

本日議員より提出されております発議第1号「生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、日程3、発議第1号を議題とします。提出議員の朗読説明を求めます。6番字引議員。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 発議第1号、生坂村議会議員の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の規定は、地方公共団体には直接適用されることになりますが、議会は適用対象外とされ自律的な対応に委ねられるものとされています。現在生坂村議会の個人情報の保護制度は生坂村個人情報保護条例によって規律されていますが改正後、個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降はその条例が廃止されることから、引き続き同水準で生坂村議会の個人情報の保護制度を規律するため、新たに条例を制定する

ものです。以上提案理由の説明です。議員各位のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑、討論に入ります。日程3 発議第1号について、質疑討論のある方の発言を許可します。はじめに質疑ございませんか。

○議長(太田譲君) 質疑ないようなので討論に入ります。反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

---

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。日程3 発議第1号「生坂村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決します。発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎散会

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は来週20日月曜日の午前10時から再開し、委員長報告およびこの17日に提出された議案並びに追加議案の討論採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

○議長(太田譲君) 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時15分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年3月17日

議長 大田龍

署名議員 七里用典子

署名議員 藤澤幸恵

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

14日目（3月20日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・17日に追加された議案の質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加
  - 議案第42号 副村長の選任について
  - 議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	5 P
・質疑、討論、採決	11 P
・17日に追加された議案の質疑、討論、採決	15 P
・追加議案の質疑、討論、採決	18 P
・議員派遣の件	19 P
・継続審査の申出	20 P
・村長あいさつ	20 P
・閉会の宣言	22 P

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会

令和5年3月20日 午前10時 再開

## 議事日程 【14日目】

日程	議案番号	事件名	備考
		再開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		17日に追加提出された議案についての質疑、討論、採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉会	

# 令和5年第1回 生坂村議会定例会

令和5年3月20日  
【14日目－追1】

## 追 加 議 事 日 程

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第42号	副村長の選任について	採 決
2		議員派遣の件	

---

出席議員（6名）

2番 藤澤幸恵君	4番 望月典子君
5番 太田譲君	6番 字引文威君
7番 平田勝章君	8番 吉澤弘迪君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長 藤澤泰彦君	振興課長 中山茂也君
副村長 牛越宏通君	住民課長 真島弘光君
教育長 上條貴春君	健康福祉課長 松沢昌志君
総務課長 藤澤正司君	教育次長 山本雅一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 藤澤保君 書記 坂爪浩之君

---

開議午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和5年第1回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染予防のため、マスクの着用と適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、発言者は飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は配付してあるとおりです。

---

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番字引議員、7番平田議員を指名します。

---

◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2、この7日に提出し、常任委員会に付託しました議案第5号から議案第6号までの事件案2件、議案第7号から議案第15号までの条例案9件、議案第16号から議案第23号までの予算案8件、合わせて15件を一括して議題にし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに、総務建経常任副委員長、字引議員。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 令和5年第1回定例議会総務建経常任委員会報告を申し上げます。

生坂村議会太田譲殿

総務建経常任委員会副委員長 字引文威

総務建経常任委員会は3月7日本会議にて事件案を2件、予算案4件について付託された議案審査を、3月9日午前9時から第3会議室にて、出席委員字引、吉澤、太田、行政からは藤澤村長、牛越副村長、総務課は藤澤総務課長と担当係長、振興課は中山振興課長と担当係長の出席で開催いたしました。

総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告申し上げます。

#### 議案第5号「長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について」

この議案は、長野県町村公平委員会から佐久平環境衛生組合が脱退し、南佐久環境衛生組合が名称を佐久環境衛生組合に変更することに伴い、地方自治法第252号の7第3項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果全員賛成、可とすべきと決定しました。

#### 議案第6号「村道路線の認定について」

この議案は、村道路線に大日向区南平圃場整備に伴う道路を認定するために道路法第8条第2項により議会の議決を求めるもの。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定。

#### 議案第7号「生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例案」

この議案は関係法令の改正に伴い、生坂村個人情報保護条例を廃止し、新たに生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するもの。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定。

主な質疑は、施行条例案には議会は規定されていないため、別途議会に対する条例案が必要ではとの問い合わせ。事務局の扱う個人情報の保護について、議会条例の制定が必要となり、条例の議案発議を行うとの回答でした。

#### 議案第8号「生坂村個人情報保護審査会条例案」

この議案は関係法令の改正に伴い、新たに生坂村個人情報保護審査会条例を制定するもの。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定。

#### 議案第9号「生坂村日岐公園設置条例案」

この議案は、地方自治法第244号の規定により、生坂村日岐公園の設置について必要な事項を定めるための条例を制定するもの。採決の結果全員賛成、可とすべきと決定。

#### 議案第10号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

この議案は村営バスの路線に池坂線を追加し、料金の減免について対象を拡大する条例の一部改正。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定。

主な意見として、停留所等発着地などの諸問題については今後1年間の運行継続後、検討していくとの回答でした。

#### 議案第15号「生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、消防団員に新たに設けるための条例の一部改正。昨年の家屋火災で初期消火の重要性を考慮した対応で機能別消防団員を設けることとしたもの。

主な意見として機能別消防団員に参加してくれる方の見通しはとの問い合わせに、役場職員で4、5名、その他村民の消防団関係者を4月以降募りたい。

また、「役場職員には負担をかけないように区長会などを通じ、村民の協力を求めるべきでは」との意見がありました。

#### 議案第16号「令和5年度生坂村一般会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を20億2000万円とする予算で前年度と比較して1億9200万円の減となっております。

主な歳入では、村税1億5433万8000円、地方交付税11億4000万、使用料および手数料9128万800円、国庫支出金6423万1000円、県支出金8991万1000円、繰入金1億4600万円、村債1億1150万円、寄付金8000万円となり、支出の主な予算は、福祉の村づくり事業のうち、社会福祉協議会の運営や福祉活動の推進、特定疾病見舞金など社会福祉事業で1163万8000円、在宅での生活支援等サービス事業で1144万9000円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業など高齢者医療環境対策事業で631万3000円、子育て事業では保育園の保育体制強化、保育園のエアコン設置や送迎バスへの車内確認アラームなどの取り付け、子育て支援体制の強化など、子ども・子

育て支援事業で6911万9000円、結婚新生活支援事業、子育て支援犀龍小太郎助成事業や出産子育て応援寄附金など、保健衛生扶助で1298万6000円、小中学校での各種支援、小学校ICT学習、環境整備など教育振興事業で1161万5000円。

産業振興事業では、農業用ハウス等設置補助、加工施設の施設整備、収入保険加入支援事業や県営中山間総合整備事業負担金などの農業振興事業で4954万6000円、高津谷森林公园キャンプエリア整備、ライフライン等保全対策や有害鳥獣対策の里山整備事業で1650万円、農業商工業等後継者支援事業、いくさかマル得商品券補助と赤とんぼフェスティバル補助など商工業等振興事業で3299万8000円。地域活性化対策事業では、定住促進対策事業を1067万円で継続し、消防団に機能別消防団員制度を導入するなど、防災減災事業に3217万5000円、ペーパーレス会議システムの導入、税料金のコンビニ納付と住民票などのコンビニ交付の運用、村営バス池坂線の運行に係る繰出金増額など、地域活性化対策で2億930万2000円となっています。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係の主な質疑は、総務管理費のふるさといくさか応援基金8000万円の使われ方についての問い合わせに半分の4000万円を応援基金積立金に、残りはふるさと納税返礼品等に見込んでいるとの説明でした。

企画費の報償費について、村の実情に合った山・森林等の木材バイオマスの活用を含めたテーマとした未来スクールを開催すべきでは、またいろいろなボランティア団体も高齢化で存続が難しいとの意見があるが、との問い合わせにボランティア団体の活性化が図れる対策も検討し、村の実情に合った意味のある講習を進め行政を各団体の存続を大好き隊も含め支援していきたい。また、UAゼンセンのまちづくり委員会で「父さん頑張る会」などの手助けをする予定で、即効性の事業と農泊などでの地域のボランティアを開拓していきたいとの説明。

スカイスポーツ公園ライブカメラはどうなっているかとの問い合わせに、スカイスポーツ公園にカメラを2台設置している。現在、調整作業を進めている状況。1台は公園パラグライダー上の固定カメラ映像用と、もう1台は役場から操作のできる360度可動式カメラで村内景観を見られるもので、高津屋森林公园、京ヶ倉、犀川河川などへ向けられるカメラ。調整完了後、村ホームページからユーチューブで閲覧できるようにとの回答でした。現在閲覧ができるようになりました。

続きまして、区長の報酬について、一部の区長関係者から報酬アップの要望意見が出ているとの意見がありました。回答として、以前から現在の報酬で進められてきているので、増額については今後、検討協議していきたい。

次にゼロカーボンについて電気料金等高騰対策としても、ゼロカーボンで計画している太陽光発電整備並びに小水力発電の導入は当村としても有効な対策となる。村の財政にも貢献できるのでは、との問い合わせに、脱炭素先行地域に採択された場合、村民への丁寧な説明を行い、理解と協力を得て進めていきたい。5年度は村の実情に合った計画の策定、令和6年度から実施の予定との回答でした。

公債費の運用について、これから事業運営で公債費の財政シミュレーションをして村づくり計画に反映してほしいとの問い合わせに中学校建設の起債が来年度終了するなど徐々に減ってきている。過疎債は徐々に下がってきているとの回答でした。

振興課関係について主な質問は、いくさかの郷での委託料の販売価格の高騰状況はとの問い合わせに、昨年夏以降、各商品の値上がりが続いている。人気商品の「でかたまご」の値上がりが顕著との回答でした。

松くい虫防除薬剤散布の効果は、との問い合わせに散布している木としてない木を指定場所で確認し評価している。空中散布しているところは松がれ防除効果も確認できている。今後も続けていきたいとの回答でした。

また、その効果について外部にPRすべきでは、との問い合わせに村のホームページに、大気と水質検査結果を公表しているとの回答。村民の中には松くい虫防除空中散布について疑念を持っている方がいるので、話し合いの機会を設けたら、との意見がありました。

国道19号防災2号トンネルの進捗状況は、との問い合わせに会地区のトンネル工事の関連工事が現在実施中で、令和5年度に本工事着工の予定。ただし、トンネル掘削残土5万立米の処分場所が決まっていない模様との回答でした。

高津屋森林公園キャンプエリア設置工事について、既設の木造木製階段が腐っているので今回修繕対応するべきでは、との問い合わせに、現地を確認し対応を検討するとの回答でした。

#### 続きまして議案第17号「令和5年度生坂村営バス特別会計予算」

この議案は、歳入歳出予算総額を4770万円とする予算で、昨年度と比較して1270万円の増となっている。主な歳入は、使用料および手数料で226万2000円、国庫支出金763万6000円、繰入金で3665万2000円。主な歳出は総務費で4591万6000円、運行費103万2000円となっている。採決の結果全員賛成、可とすべきと決定。

現在、生坂村民の雇用されているバス運転手の人数はとの問い合わせに、村内で4名従事している。委託仕様書では村民を雇用するようお願いしている。

次にバスリース料には修繕料も入っているのか、との問い合わせに車両費の他修繕代も入っているとの回答でした。

#### 議案第19号「令和5年度生坂村簡易水道特別会計予算」

この議案は、歳入歳出予算総額を1億2770万円とする予算で昨年度と比較して3960万円の減となっています。主な歳入は、使用料および手数料で3774万2000円、国庫支出金2308万2000円、繰入金で2344万円、村債で4010万円。主な歳出は経営管理費で4748万1000円、建設改良費で6094万円、公債費1926万3000円。採決の結果全員賛成、可とすべきと決定。

主な質問では、予定の3箇所の布設替え工事費の額は、との問い合わせに、梅月地区が1150万円、小船地区が4600万円、国道路移転補償が320万円。

小船布設替え工事の国道部分の布設替えだが、国道部分のどこに施工するのかという質問に、敷設占用位置については、今後国道事務所と協議決定するという回答でした。

#### 議案第21号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計予算」

この議案は、歳入歳出予算総額を9400万円とする予算で、昨年度と比較して400万円の減となっている。主な歳入は、使用料および手数料で2485万9000円、繰入金で6344万1000円、主な歳出は経営管理費で2874万1000円、公債費6476万8000円となっています。採決の結果全員賛成、可とすべきと決定。

農業集落排水も公会計に移行するが、委託料については、システムも含まれ、今年度は資産台帳の整備を実施予定。6年度からスタートするとの回答でした。

#### 請願陳情について陳情5-1 「LPGガス料金上昇に対する直接的な負担軽減を求める陳情書」

一般社団法人長野県LPGガス協会 宮川 浩

協議の結果、1村議会の扱う内容でないと判断し、資料配布とした。

#### 陳情5-2 「日本全体で解決すべき問題として普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空、水、土の安全の保障を求める陳情」

#### コドソラ代表与那城千恵美さん

協議の結果、1村議会の扱う内容ではないと判断し、資料配布とした。以上、総務建経常任委員会報告といたします。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、次に社会文教常任委員長藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、太田譲殿

社会文教常任委員長 藤澤幸恵

3月7日の本会議において、社会文教常任委員会に付託された案件について、この10日午前9時から委員3名が出席し、委員会を開催いたしました。村長、副村長に出席をいただき、傍聴者に議員3名、説明者には住民課長、健康福祉課長、教育長、教育次長、保育園長、関係係長他6名で詳細に説明を受け審査を行いました。

慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので報告いたします。

議案第11号「生坂村特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部を改正するもので、特に意見はなく、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第12号「生坂村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」

この議案は関係法令の改正に伴う条例の一部を改正するもので、特に意見はなく、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第13号「生坂村家庭保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

この議案は関係法令の改正に伴う条例の一部を改正するもので、特に意見はなく、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第14号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」

この議案は関係法令の改正に伴う条例の一部を改正するもので、特に意見はなく、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第16号「令和5年度生坂村一般会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を20億2000万円とする予算で、前年度と比較して1億9200万円の減額となっています。主な歳入では、村税で1億5433万8000円、地方交付税1億4000万円、使用料および手数料9128万8000円、国庫支出金6423万1000円、県支出金8991万1000円、繰入金1億4600万円、村債1億1150万円、寄附金8000万円などとなっています。

歳出の主な予算は福祉の村づくり事業のうち、社会福祉協議会の運営や福祉活動の推進、特定疾患見舞金など社会福祉事業で1163万8000円、在宅での生活支援等サービス事業で1144万9000円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業など高齢者医療環境対策事業で631万3000円、子育て支援事業では、保育園の保育体制強化、保育園のエアコン設置や送迎バスへの車内確認アラームの取り付け、子育て支援体制の強化など、子ども子育て支援事業で6911万9000円、結婚新生活支援事業、子育て支援犀龍小太郎助成事業や出産子育て応援交付金など保健衛生扶助で、1298万6000円、小中学校での就学への各種支援、小学校ICT学習環境整備など教育振興事業で1161万5000円。

産業振興事業では農業用ハウス等設置補助、加工施設の施設整備、収入保険加入支援事業や県営中山間総合整備事業負担金等の農業振興事業で4954万6000円、高津屋森林公園キャンプエリア整備、ライフライン等保全対策や有害鳥獣対策の里山整備事業で1650万円、農業商工業等後継者支援事業、いくさかマル得商品券補助と、赤とんぼフェスティバル補助など商工業等振興事業で3299万8000円。

地域活性化対策事業では定住促進対策事業を1067万円で継続し、消防団に機能別消防団員制度を導入するなど、防災減災事業に3217万5000円、ペーパーレス会議システムの導入、税料金のコンビニ納付と住民票などのコンビニ交付の運用、村営バス池坂線の運行に関する繰出金増額など地域活性化対策で2億903万2000円となっています。全ての課において全員賛成、可とすべきと決定。

主な質疑内容として、住民課関係では村税の今後の推移についての質問に急激に上することは難しい。固定資産税は減価償却もあり減少している。高齢化しているので、個人住民税も少ないと回答。

犬猫避妊去勢手術補助の申請はどのくらいあるかとの質問に、令和4年度は22頭、手術をせずに放し飼いをしている家庭がある。飼い猫なのか、野良猫なのかわからないが、避妊去勢手術の補助があるということを周知してほしい、という意見に村民の皆さんに再度周知するとの回答。

健康福祉課関係では民生委員推薦委員報酬について、改選がなくても計上されていることについては、毎年計上している、欠員が出た場合に必要との回答。

敬老の日イベントについて要望や意見はあるかとの質問に、コロナが怖いという意見もあるが、米寿、白寿については、集まった中で表彰されたいとの意見が多かったとの回答。来年度は集まった形でのイベントを開催できるようにしてほしいとの提案がありました。

介護予防事業扶助費の対象は、との質問に、元々の要介護3から5の方12名に、介護度1、2の方23名も対象になるとの回答。配食サービスについて質問に個人負担は400円、月に440食程度、多いときは月480食あったときもある。

ボランティアは間に合っているかとの質問に、毎週水曜日のボランティアで何とかなっているとの回答。

出産子育て応援交付金伴走型で、妊娠から何歳までかとの質問に、妊娠届が出てから2歳までの回答。子育て応援ギフトの内容はとの質問に現金で妊娠届時に5万円、出産時に5万円支給で子供用品購入などに使ってほしいとの回答。

教育委員会関係では、保育園バス置き去り防止アラームの詳細についての質問に、園児を降ろした後、エンジンを切ると後方でアラームが鳴り座席を確認しながらスイッチを切る仕組みになっているとの回答。

ファミリーサポート会員は増えているかとの質問に、1人増えたがなかなか増えない、利用したい方はいるので、今後も増えていくといいとのこと。

繋がりの場については来年度は村内のグループがNPOなどと連携して活動をしていただけることになったとのこと。

小学校の防火シャッター修繕については危険被害防止機能が必要になったためということかとの質問に、人を感知して止まるようになるものにする、モーターにも不具合があるため交換するとの回答。

小学校の粗大ゴミ処分について昔の机や椅子などあえて活用している店舗や施設などもある。欲しい人もいるかもしれないので、ネットなどで周知してみたらどうか、という意見がありました。

スポーツ推進委員の活動実績は、との質問に、コロナで推進員自体の活動はできていないが、イクランを手伝っていただいたとの回答。

議案第18号「生坂村福祉センター特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を9600万円とする予算で昨年度と比較して290万円の増となっています。

主な歳入は、使用料および手数料で8928万円、繰入金603万3000円です。

主な歳出は経営管理費で9598万7000円となっています。全員賛成、可とすべきと決定。

予算構成の仕方を綿密にし、的確な予算を計上することをしていかなくてはいけない、予算内で運営ができていかなくてはいけないと意見に、職員の意識を変え運営していくとのこと。

今後は指定管理制度も視野に検討していくとの回答。

#### 議案第20号「生坂村国民健康保険特別会計予算」

この予算案は歳入歳出予算の総額を2億4900万円とする予算で昨年度と比較して1750万円の減となっています。

主な歳入は、国民健康保険税で3587万4000円、県支出金 1億9813万3000円、繰入金1544万8000円です。

主な歳出は、保険給付金 1億9394万円、国民健康保険事業費納付金で5100万6000円となっています。全員賛成、可とすべきと決定。

高額医療の対象者は、との質問に限度額認定の方は20名ほど、一旦窓口で支払いをしてから帰ってくる方は月に20名から30名いるとの回答。

#### 議案第22号「生坂村介護保険特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を2億9930万円とする予算で、昨年度と比較して870万円の減となっています。

主な歳入は、介護保険料で5606万3000円、国庫支出金で7668万8000円、支払基金交付金で7700万7000円、県支出金で4405万2000円、繰入金4425万2000円です。

主な歳出は、保険給付費2億7645万8000円、地域支援事業で1919万7000円となっています。全員賛成、可とすべきと決定。

介護者リフレッシュ事業はどのような内容だったかとの質問に来年度は「はるかぜ」を利用し、介護者を呼んで食事をするなど、集まりやすい形で開催を考えているとの回答。

元気塾の参加費800円が高く感じるがとの質問に、主に昼食代で村外へ出掛けることも考えている。現在6班で7名から13名の方が参加しているとの回答。

#### 議案第23号「生坂村後期高齢者医療特別会計予算」

この予算案は歳入歳出予算の総額を3120万円とする予算で、昨年度と比較して20万円の減となっています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料で1989万円、繰入金で1120万9000円です。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合給付金で2993万9000円となっています。全員賛成、可とすべきと決定。

後期高齢者は何人かとの質問に、予算上の見込みは456人との回答でした。

以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告いたします。

○議長(太田譲君) 社会文教委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

---

#### ◎討論

○議長(太田譲君) なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告がありました議案第5号から議案第6号の事件案2件、議案第7号から議案第15号までの条例案9件、議案第16号から議案第23号までの予算案8件、合わせて19件について、一括して討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

---

### ◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

議案第5号「長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について」を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第6号「村道路線の認定について」を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第7号「生坂村個人情報の保護に関する法律施行条例案」を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第8号「生坂村個人情報保護審査会条例案」を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第9号「生坂村日岐公園設置条例案」を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第10号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第11号「生坂村特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第12号「生坂村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第13号「生坂村家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第14号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第15号「生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

## ◎令和5年度 当初予算

○議長(太田譲君) 次に、令和5年度当初予算については賛成の方の起立を求めます。まず、議案第16号「令和5年度生坂村一般会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。  
よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第17号「令和5年度生坂村営バス特別会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。  
よって議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第18号「令和5年度生坂村福祉センター特別会計予算」を採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。  
よって議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第19号、「令和5年度生坂村簡易水道特別会計予算」を採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。  
よって議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第20号「令和5年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。  
よって議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第21号「令和5年度生坂村農業集落排水特別会計予算」を採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。  
よって議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第22号「令和5年度生坂村介護保険特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に議案第23号「令和5年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎日程3・3月17日の追加議案の質疑・討論

○議長(太田譲君) 次に、日程3、定例会の11日目、3月17日に理事者から提出された追加議案、議案第24号から議案第33号までの人事案10件、議案第34号から議案第41号までの令和4年度補正予算案8件について、質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) はじめに質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

---

#### ◎採決

○議長(太田譲君) 議案第24号「生坂村農業委員会の委員の任命について」を採決します。議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第25号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第26号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第27号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。  
議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第28号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。  
議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第28号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第29号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。  
議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第30号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。  
議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第31号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。  
議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第31号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第32号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。  
議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第33号「生坂村農業委員会委員の任命について」を採決します。  
議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第34号「令和4年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」を採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第34号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第35号「令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第36号「令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第36号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第37号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第7号）」を採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第38号「令和4年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第39号「令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第39号は原案のとおり可決することを決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第40号「令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第41号「令和4年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。  
議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。  
よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) ここで暫時休憩をいたします。  
全員協議会を開催しますので、第3会議室にお集まりください。

---

休憩 午前 10時 56分

再開 午前 11時08分

---

#### ◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) 再開します。お諮りします。  
お手元に配付してある日程の他に、本日理事者より提出されている議案第42号「副村長の選任について」と「議員派遣の件」の合わせて2件を追加したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。  
よって議案1件と議員派遣の件の合わせて2件を日程に追加します。  
追加日程を配付しますのでしばらくお待ちください。

---

#### ◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 委員長報告採決等でお疲れのところ申し訳ございませんが、追加議案のご審議をいただきたくよろしくお願いをいたします。

議案の説明につきましては、議案第42号「副村長の選任について」

この議案は牛越副村長の任期が今月31日までとなっておりますので、引き続き牛越副村長をお願いしたいため、牛越副村長の選任の同意を求めるものでございます。任期は2023年4月1日から2027年3月31日までございます。以上の議案でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げまして、議案の説明とさせていただきます。

○議長（太田譲君） 提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎追加日程1・議案第42号

○議長（太田譲君） 追加日程1、議案第42号「副村長の選任について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎採決

○議長（太田譲君） 本件は人事案件のため、質疑討論を省略し、採決に入ります。

議案第42号「副村長の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（太田譲君） 起立全員です。

よって議案第42号については原案に同意することに決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（太田譲君） 追加日程2、議員派遣の件を議題にします。

お諮りします。会議規則第129条第2項の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### ◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 日程4、「閉会中の継続審査および調査の申出について」を議題にします。お手元に配付のとおり、それぞれの委員長から「閉会中の継続審査および調査の申出」がありました。

会議規則第74条の規定により、これを許可することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、議会運営委員長平田議員、総務建経常任副委員長宇引議員、社会文教常任委員長藤澤議員から申し出のありました閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。  
これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、令和5年第1回生坂村議会3月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

7日から始まりました3月定例会でございましたが、提出しました議案を慎重にご審議いただきまして、全議案を原案のとおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会でお認めいただきました、来年度の予算とローリングします生坂村づくり計画に沿いまして生坂創生に向けて新しい事業を含む四つの重点事業をしっかりと遂行してまいりたいと考えております。

また、議員各位から一般質問や常任委員会で質され、ご回答させていただきました内容に沿いましてもしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

今週22日、3月分の特別交付税の決定通知があるとのことですが、今定例会の補正予算をお認めいただきましたので、臨時財政対策債でお借りしました起債を繰上償還しまして、年度当初の基金の見込み額は全額取り崩さずに済みそうです。

さらに3月の特別交付税は今後、専決処分をお願いし、今定例会でお認めいただいたように、臨時財政対策債でお借りした起債を繰上償還するための減債基金と今後の重点事業のために財政調整基金に積み立てたいと考えているところでございます。

そして当村で実施しております国関係の主な事業につきましては、下生野地区の築堤事業は現在、用地買収を行っており、来年度工事に着手する予定であり、国道19号山清路防災トンネル事業は防災1号トンネルが貫通して舗装工事を行っており、2号トンネル工事は来年度に掘削を始めるために県道55号線との交差箇所の工事を行っており、竹の本法面対策工事は用地調査を行いまして、来年度工事に着手する予定でございます。

次に県関係の主な事業につきましては、中村団地の急傾斜地崩壊対策事業は本体工事の施工中で、来年度竣工予定であり、道の駅いくさかの郷上部の桧沢砂防堰堤工事は本堤の工事中であり、草尾地区の犀川の堆積土除去、堤防の施設機能向上事業および犀川の支障木の伐採工は来年度も引き続き実施の予定であり、金熊川の宇留賀橋下の根継ぎ工事も実施中でございます。

その他にも大町麻績インター千曲線の重地区の道路築造工と差切2号トンネルの斜面対策工が竣工し、大蔵、袖山、菖蒲、古坂で地滑り対策事業が実施中であり、林務関係の万平治山工事が竣工し、県営中山間総合整備事業も引き続き各地区で実施中であり、今後も来年度行う予定事業もいくつかございますが、国、県では、防災減災、国土強靭化のための5ヶ年加速化対策に取り組んでいますので、今後も当村の安全安心な生活を守るために、ハード面の事業は国、県の関係機関に要望してまいりたいと考えております。

この後の環境省脱炭素先行地域づくり事業の評価委員会のヒアリングに私と村づくり推進室で対応をさせていただきます。村の地理的条件、村の地域課題、取り組みの全体像、ブドウ畠におけるソーラーシェアリング、デマンドレスポンスとダイナミックプライシング、古民家、脱炭素、リノベーションなどについて訴えさせていただきます。4月の下旬までには採択の可否が判明しますが、ぜひ採択されまして、様々な課題を解決するためのレジリエンス強化を行うとともに、様々なリノベーションを巻き起こし、恵まれた自然環境を次世代に繋ぎ、災害から村民を守り、若者の定住を促進して、再生可能エネルギーや経済が地域を巡る豊かな生坂村を目指したいと考えております。

それでは、今年度をもって退職される山本教育次長におかれましては、私が村長になってからはそれぞれの課長をお務めいただいた後、最後は教育次長として、GIGAスクール構想によるICT教育の推進、B&G海洋センターの改修、北海道標津町との交流学習、生坂村教育大綱等により、総合教育会議などの協議を通して子育て支援、生坂教育の充実強化にご尽力いただくなど、大変多くのご貢献に対しまして心より感謝を申し上げる次第でございます。来年度は役場のお仕事もお手伝いいただきながら、自営の仕事も多くされていく予定と聞いておりますので、引き続き健康にご留意なされ、頑張っていただけるものと思っております。

地方自治体では、首長と議会議員を、ともに住民が直接選挙で選ぶという制度をとっておりまして、これを二元代表制といいます。この二元代表制においてともに、村民の皆さんの中である村議会議員と村長がお互いに対等の立場に立ち、議論を重ねながら、村の発展のために取り組んでいるところでございます。

それでは今後も議員各位におかれましては、健康にご留意いただき、引き続き各課題に対して検討協議をお願いしますとともに、来年度も第6次総合計画の目標に向け、村民の皆さんとの協働による村づくりを継続していくために、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

## ◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 本定例会に付された諸案件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し深く感謝いたします。

以上をもちまして、令和5年第1回生坂村議会定例会を閉会とします。

なお、この後13時から全員協議会を開催しますので、第2会議室にお集まりください。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時 22分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和5年3月20日

議長

大田謙

署名議員

李弓文成

署名議員

平田勝章